令和７年　多賀町議会３月第１回定例会再開会議録

令和７年３月６日（木）　午前９時３０分開会

◎出席議員（１０名）

１番	小　島　　櫻　君	６番	川　岸　真　喜　君
２番	一之瀬　浩　治　君	７番	富　永　　勉　君
３番	大　谷　重　温　君	８番	山　口　久　男　君
４番	近　藤　　勇　君	９番	神細工　宗　宏　君
５番	木　下　茂　樹　君	１０番	菅　森　照　雄　君

◎欠席議員（０名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町長	久保久良　君	産業環境課長	野村　博　君
会計管理者	岡田伊久人　君	地域整備課長	飯尾俊一　君
企画課長	藤本一之　君	学校教育課長	伊東瑞江　君
総務課長	本多正浩　君	教育総務課長	谷川嘉崇　君
税務住民課長	小菅俊二　君	生涯学習課長	竹田幸司　君
福祉保健課長	林　優子　君		

◎議会事務局

事務局長　大岡まゆみ　　書記　渡邊美和

◎議事日程

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　一般質問

（開会　午前　９時３０分）

○議長（菅森照雄君）　ただ今から、令和７年３月第１回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

（開議　午前　９時３０分）

○議長（菅森照雄君）　ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（菅森照雄君）　日程第１　「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長（菅森照雄君）　日程第２、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第５６条第１項の規定により、それぞれ３０分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告書の順番に発言を許します。

最初に、８番、山口久男議員の質問を許します。

８番、山口久男議員。

〔８番議員　山口久男君　登壇〕

○８番（山口久男君）　皆さん、おはようございます。私は、２０２５年３月第１回定例会に当たり、大きく次の３点について一般質問を行います。

まず最初に、防災行政無線整備事業についてであります。

令和７年度多賀町一般会計予算の歳入に防災行政無線等整備事業（緊急防災・減災事業債）として１億４，６６０万円、歳出にシステム導入委託料１億４，３００万円が計上されました。これまで多くの市町村が採用している６０MHz帯の防災行政無線（同報系）は、多賀町のように山間部を抱えた多賀町の地理的条件などから中継基地局などが必要となり、整備費や維持管理費とも多額の費用がかかることなどから、検討の結果、携帯電話回線を活用したＩＰ同報無線システムの採用とされています。

そこで、以下の点について伺います。

①、携帯電話回線網（ＩＰ）と従来の６０MHz帯防災行政無線との経費の比較検討の詳細はどうなのか。

②、システム整備および設備の工事、運用開始時期の見直しはどうなのか。

③、防災行政無線整備等に係るシステムの構築、携帯電話回線利用料、タブレット型戸別受信機等、必要経費の内訳の概算について伺います。

④、戸別受信機（タブレット型）の設置台数及び設置対象者の基準はどうなのか。

⑤、運用方法について、住民への説明についてどうか。

⑥、多賀町からの防災情報等の媒体として多賀町有線放送を活用している。有線放送の支援、今後の活用方法について。

以上、答弁を求めます。

○議長（菅森照雄君）　本多総務課長。

〔総務課長　本多正浩君　登壇〕

○総務課長（本多正浩君）　山口議員の防災行政無線整備事業についてのご質問にお答えをいたします。

１番目、携帯電話回線網と６０MHz帯防災無線の経費の比較でございますけれども、多賀町の地形や居住地域の電波状況等を考慮し、それぞれの概算でございますが、算出をし比較をした結果、６０MHz帯の方を採用して町独自の無線網を構築する場合につきましては、まず役場本体の通信拠点の設備を構築する費用が多額になるほか、加えて多賀町の地形上、電波の届きにくい地域、特に山間部については自前の中継アンテナを新たに設置する必要があります。アンテナ用地に係る経費を除いて基本的な初期投資の費用を比較させていただきましたが、携帯電話網を活用する場合とでは、６０MHz帯については約３．５億円が必要で、今回予定している携帯電話網よりも２億円以上高くなります。また、アンテナ用地に係る費用も別途必要になります。このことからも、携帯電話網を活用した整備にすることを判断した理由の１つということになります。また、６０MHz帯で整備した場合につきましては、ランニング費用においてもアンテナ設備の保守費用等がプラスで必要になり、将来的には設備全体の更新費用も必要となってまいりますので、携帯電話網を活用する方が財政負担は少ないと考えております。

２番目、現在、予算案の状況ではありますけれども、計画におきましては、６月をめどにプロポーザル方式にて内容、費用面から審査し、業者を選定し、具体の整備を進めていく計画でございます。進めていく中で、より詳細に多賀町に合わせた内容とするために協議もする必要がございますし、戸別受信機の配備についても決定していく必要がございますので、スピード感を持ちながらも丁寧に進めたいと考えております。また、運用前の点検、動作確認テスト、住民の皆様への説明機会を設ける必要がございますので、以上を踏まえますと、令和８年４月に本格運用できるよう進めてまいりたいと考えております。

３番目、携帯電話網を活用した整備についての概算費用内訳でございますが、予算案ベースでお答えをいたします。今後採用するシステムによって若干変動することがございます。まず、システムの構築につきましては、約２，３００万円を見込んでおります。これは役場内の本体、サーバー等の整備費用になります。次に回線利用料ですが、新たに専用回線を使用するための開設費用で１０万円程度、通常の利用につきましては月数千円程度の費用が発生すると考えております。また、新たなシステム利用料としまして

は一般的に年５００万円前後かと思いますが、これは導入するシステムが決定してからとなりますので、令和７年度当初予算には計上させていただいておりません。次に、戸別受信機分としましては１，３００台分、約１億１，６００万円、その他Ｊ－ＡＬＥＲＴの更新や電波試験費等で７６０万円、合わせて１億４，６６０万円の予算をお願いしているところでございます。

４つ目、戸別受信機の設置台数および設置の基準でございますけれども、まず今回の携帯網を活用した整備に当たりましては、社会全体の流れとしてスマートフォンの普及状況も伸びてきているということから、住民の皆さまのご理解をいただきながら、お持ちのスマートフォンに専用アプリを入れていただきまして情報を届けることを第一に整備してまいりたいと考えております。しかしながら、ご高齢の方などスマートフォンをお持ちでない方や、お持ちであっても電話以外は使わないといった方も一定数おられると考えております。このことから、貸与の基準につきましては、まずは６５歳以上がおられる世帯についてご事情等をお聞きし、専用の戸別受信機を貸与することが適当であると判断した場合、またそれ以外の世帯につきましても貸与することが適当であると認められる場合につきましては、貸与をすることで対応してまいりたいと考えております。また、学校や地域の集会所においても貸与対象とし、情報が伝わるよう配備できればと考えております。今回の予算化に当たりましては、６５歳以上がおられる世帯の約８０％に加え、それ以外の方の利用も考えまして、１，３００台分ということで予算をお願いしております。

５番目、運用方法について、住民の皆さまへの説明でございますが、事業者が決定し、整備内容が決定した後、広報をはじめ集落に出向く形で丁寧に説明会を開催し、ご理解いただけるよう進めていきたいと考えております。

６番目、有線放送への支援、活用についてでございますが、現在、有線放送につきましては、行政のお知らせやイベントの状況、また緊急放送においても住民の皆さまへの情報伝達の手段として活用させていただき、大きな役割を果たしていただいており、その意味では、補助金の方も支出させていただいております。防災行政無線整備後の考え方ですが、国におきましても緊急時の情報発信の多重化、複数化につきましては推奨もされていることから、情報を届けるという観点から申し上げれば、導入初期においてすぐに完全に切り替えることは難しいと考えておりますので、併用していくことが有効であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君）　山口議員。

○８番（山口久男君）　多賀町の地理的条件から考えれば、６０MHz帯のこの行政無線はなかなか難しいと、私もそれはそういうふうに思います。親の基地局を多賀町に建てんならんとか、あるいは山間地が多いですので中継基地が山間部に必要だと、中継アンテナが必要ですので、おそらく多賀町のこれだけの１３５㎢で山がこれだけある中で６０

MHz帯、本来は６０MHz帯というのは一般的な防災行政無線のシステムですので、ほとんどの市町村が採用されてますけれども、多賀町の地理的条件から考えれば、この６０MHz帯の町独自の単独の防災行政無線というのはなかなか費用面で厳しいかなと、課長が言われたとおりだと思います。私もいろいろ研究というか、いろいろ調べてみましたらそうですので。

この前、令和５年の１月に日置市に寄せていただいたんです。防災行政無線の状況をということで、議会としても今まで防災行政無線をどうやって構築していくのかということでいろいろ議論をしていた中で、兄弟都市である日置市に寄せていただいて、いろいろ調べてみましたら、その資料が出てきまして見ましたら、大体２０億円ほどかかるんだと。これはデジタル防災行政無線、防災行政無線だけではありませんけれども、地域コミュニティも含めて大体２０億円ほどかかるんだということを聞いて本当にびっくりした。これはなぜかというと、やっぱりそれなりのアンテナも必要ですし、各その施設の維持管理とか、それからいろんな様々な費用がかかるということで、これだけの費用を、地理的条件は全く違いますので、多賀町とは違いますので、この６０MHz帯の防災行政無線のシステムというのはなかなか多賀町では本当に財政運営に厳しいなというふうに思いましたので、私もこれ、課長が言われたとおりに、携帯電話網しか活用できないのかなと。それ以外にもいろいろな方法はあります。例えばＦＭのコミュニティ放送を利用してやっているのが彦根市ですし、そういういろんな方法はありますけれども、多賀町に一番ふさわしいのは先ほど課長が言われた携帯電話回線網を利用してするのが一番適切かなという感じはします。

ただ、いろいろ問題もあります。これからシステムを運用、システム構築に当たって業者をどこの携帯事業者にするのかも含めて、これから設計段階でいろいろと問題点とかいろんな課題も出てくると思いますので、業者が言われるままにこうですよとなってしまうと、いろんな業者もこれ仕事ですし営業ですので、その辺しっかりと多賀町にふさわしい防災行政無線システムを構築する必要があるかなというふうに思いますので、その点についてこれからの契約については競争入札じゃなしにプロポーザルですので、もうお互いに、業者は専門家ですので、やはりしっかりとそれが本当に適切かどうか、どういう形のシステムが多賀町にとって必要なのかということをやっぱりしっかりやってもらう必要があるかなというふうに思いますので、その点について今後の方法についてもう一度詳しくお願いしたいと思います。

それから先ほど課長に言いましたように、閉域のネットワークを使う、先ほどの答弁では専用線と言われたので、おそらく普通のインターネット回線じゃなしに、携帯電話の特定の電波網を利用して、周波数帯を利用して、多賀町独自の防災行政無線の閉域ネットワークシステムのような答弁だったと思いますけれども、そうなりますと月々の使用料、通信料がかかりますので、その点についてもしっかりと精査する必要があるかなというふうに思いますので、ちょっとその辺もう一度答弁できる範囲内で結構です。

○議長（菅森照雄君）　本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君）　いろいろとご指摘いただきましてありがとうございます。まず一番大事に考えておりますのは、多賀町の住民の方に地域に限らず情報が届けられるシステムを構築するということが一番大事なことだと思っておりますので、電波が入らないとか入りにくいとかいうのが一部山間地域では起こりうるかもしれませんけども、そこができるだけ少ないシステムを構築したいと考えております。

それとあと、今、有線放送を使って緊急放送をさせてもらってするんですけども、音声だけではなくて、先ほど申しましたアプリの使い方についても、目で見て情報が分かるとか、繰り返し確認ができるとか、どのような情報を行政の方が出しているのかということを正確に伝わるシステム、そういうことについてもしっかり検討をさせていただきたいと考えております。

今、議員おっしゃっていただきました専門的な電波の使い方であったりというのも、今後の維持管理費にも影響してきますので、高額にあまりならないような形で、冒頭申し上げました電波についてはやはり全域に届くということが必要になってくると思いますので、その辺も十分考えて業者を選定したいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　山口議員。

○８番（山口久男君）　おそらく、私も調べてみましたら、携帯の電波が届くカバー率というんですけれども、多賀町山間部はほとんど４Ｇのアンテナ立ってますので、携帯見ましたら。ただ、一部山間地域に入りますと、おそらく芹谷方面に行ったときにちょっと携帯のアンテナ、４Ｇのアンテナが消えましたので、その辺がなかなか難しいので、カバー率がどのくらいなのか、今の状況は携帯電話会社に聞いてみないと分かりませんけれども、９割程度か、あるいは１００％はなかなか難しいと思いますけれども、九十数％のカバー率かなというふうに思います。そういうところをどうやってカバーするかと、一人残らず防災行政情報が住民に伝達されることが当然ですので、そういう方々がちゃんと情報が受信できるようにするための方策をもうちょっと検討する必要があるかなというふうに思いました。その辺についてどうなのかと、これが１つです。

それから、先ほどＩＴ回線ですので、通常の携帯電話に多賀町の防災アプリを、それぞれのスマートフォンを持っている方やったらダウンロード、インストールして使いますけれども、あと高齢者の方、確かに私ももう高齢者の一人ですけれどもスマートフォンを持ってますけれども、なかなか例えば戸別受信機を配布するとなると、どの範囲内の方に配るかと、戸別受信機も結構高くなりますので、今先ほど言われたように、予算規模１億円台か、１億円の戸別受信機になりますので、しかも戸別受信機というのは耐用年数５年ぐらい、電池の交換もせんならんですし、取扱いもそれぞれサポートする必要がありますので、その辺でどの程度、戸別受信機を使っていただける方がおられるのかと。できればスマートフォンで大体対応ができますので、もし対応ができれば、戸別

受信機の台数を減らして経費を多少なりとも減らすことができますので、その辺をどういう形で、戸別受信機の説明も含めてどの程度の方まで、どの程度の世帯の方まで戸別受信機を配布するのかというのはこれからの問題かなと。もちろん希望者はもちろんですけれども、６５歳以上の方の中でも戸別受信機は要りませんと、携帯電話で十分やっていきますという方もおられますので、その辺を今後どうするか、ちょっと検討して、これ予算に関係しますので、その辺についてお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（菅森照雄君）　本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君）　まず最初の電波の入り具合というか、どの辺までカバーしているかというお話なんですけども、私が調べている限りは、芹谷の地域の水谷から河内の風穴までが電波が届きにくいところかなというふうに考えておりますので、そこをどうカバーしていくかにつきましては、そこのカバーをする方法につきましても、どのようなカバーの仕方があるかということについて業者の選定の要件には入れたいと思っているんですけども、例えば固定電話があるご家庭でしたら固定電話の方に連絡を入れる方法であったりとか、また衛星を使ってそこにピンポイントで情報を飛ばしていくというような方法もあるように聞いておりますので、できるだけしっかりカバーできるように検討はさせていただきたいと思います。

それとあと、戸別受信機の配備の基準なんですけども、予算の段階では一定６５歳以上のご家庭の８０％ぐらいを最大として見ております。今もう６５歳以上の方でもスマートフォンを使いこなしておられる方がおられると思いますし、冒頭も申し上げたんですけども、基本はスマートフォンを使っていただくことに理解を頂きながら、使っていただける方については使っていただく方が、音声プラスまた文字でもそこの方の情報が確認していただけますので、そちらの方がいいかなというふうに考えておりまして、スマートフォンをお持ちでない、またお持ちであってもなかなか使いにくい方であったりということは、個別に状況等を確認させていただいて、貸与をするかどうかというのは判断していかないといけないかなというふうに思っておりますので、そこについてはまたどのようなシステムを入れるかということも含めて住民の方に説明をしていく機会を設けますので、その中で精査していきたいなというふうには考えております。

○議長（菅森照雄君）　山口議員。

○８番（山口久男君）　専用タブレットは、今、課長が言われたように、音声だけやなしに画像とか文字の情報もできます、聞き逃しサービス、もう一度聞くこともできますので、専用タブレット自体は必要かなと思うんですけど、ただ費用自体の問題が出てくると思います。先ほどみたいに、かなり費用がかかります。ですので、できるだけその専用タブレットをどの程度の方、どういう方々に配布するのか、要らんという方もおられると思いますし、仮に専用タブレットがあったとしても、例えば引き出しの中にもうしまっておけば、これいざ災害があったときに町の方から発信を送っても、スマホでも一緒ですけれども、普段ほとんど使わないんです。スマホはほとんど毎日使うために買っ

ておられますのであれやけども、専用タブレットはあくまでもこれ防災情報システム用の専用タブレットだけでしか使えないと思いますので、仮にその運用方法をちゃんと周知をすると、ここに置いてくださいとか、あるいはタブレットでしたら持ち運びも多少はできますので、寝るときに例えば枕元に置いてくださいとか、そういうことをやらないと、せっかく専用タブレットを配布したとしても、運用次第によってはうまく活用できるかどうかというのは心配な面もありますので、その点、非常に難しいかなと思います。

もう一つは、費用はレンタルになるのか、例えば通信料がかかるのか、登録手数料がかかるのか、その辺はどのように考えておられますか、タブレット端末ですね。その辺はどうなのか。そこによっても、いろいろ希望される方おられるか、あるいはもう要らないという方もおられるかもわかりませんし、その辺のとこら辺はどのように考えておられますか。

○議長（菅森照雄君）　本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君）　戸別受信機というふうに私、申し上げておりまして、タブレットというふうにはまだ確定ということではございませんので、スマートフォンがお使いが難しいということはタブレットも難しいというようなことになりますので、戸別受信機で、そのタブレットになるかどうかちょっとまだ分かりませんが、タブレットに限定して予算化をしているわけではまずございませんので、高齢者の方を想定して戸別受信機というふうに今、想定をさせていただいておりますので、高齢者の方が使いやすい、聞いていただきやすい形の戸別受信機を配備したいと思っておりますので、そのタブレットに限定しているわけではないということを最初にお伝えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

音声を聞いていただく、繰り返し聞ける繰り返し機能があると一番いいと思うんですけども、そういうような形で、どのような情報が役場から来ているのかということを見逃さない形の機械が配備できたらなというふうには考えております。

あと、料金につきましては、通信料というよりも情報を送るだけですので、ご家庭の電気代とか電池をご自分で用意していただく程度かなと考えておりますので、そこについてもご負担があまりかからないようなシステムにしていきたいなというふうには考えております。

○議長（菅森照雄君）　山口議員。

○８番（山口久男君）　戸別受信機、今、音声だけでしたら安くなりますし、聞くだけですので、それなら簡単です。ただ、今後のことを考えたときに、文字情報とかいろんなことを考えるときに、音声だけの戸別受信機じゃなしにタブレット端末を、できれば配布した方が、将来的にこれ必要かなという感じはします。よその、滋賀県でしたら米原がされてるんですかね。米原辺りどうしてるのか分かりませんけど、おそらくそういうタブレット端末か何かを配布しているというふうに聞いておりますので、将来のことも

考えて、もちろん使い勝手のこともありますので、なかなかどういう戸別受信機を配布するのがいいのかどうかは、多賀町の現状とか、あるいは住民の皆さんの考え方にもよりますので、どの程度の戸別受信機が必要なのか。もちろん値段も違いますので、高いやつは３万円、５万円、６万円しますし、安いものだったら１万円以下のもあります、音声だけでしたら。その辺をどう配布するかによって、予算の関係も出てくると思います。これ町民の皆さんに聞いてみてやってみる必要があると思いますので、その点について十分していただきたいなと思います。

それから、多賀町の有線放送の関係、活用の問題です。今まで多賀町は、防災行政無線を今までシステムをつくってこなかったのは、多賀町は有線放送があったんです。あったので、それなりに有線放送を通じて、防災で例えば火災情報とかいろんな情報を有線放送のスピーカーを通じて、皆さんそれで活用できていました。ただ、有線放送の加入率を聞いてみましたら６５％と言われましたので、あと３５％の方は有線放送を持っておられないと。情報を有線から流す、あるいは町情報を流したとしても、６５％の人しか、全部ではないにしても少なくとも最大６５％の人しか情報が届いてないということになりますので、有線放送を今後どうするのかという点は多賀町にとっても大事かなと。有線放送を私もよく利用しますし、有線放送のインターネット使ってますけれども、それなりに有線放送の活用を今後考えていく必要もあると思うんです。もちろん、防災行政無線で多賀町の行政情報、それを通じてお知らせすることができますけれども、有線放送もそれなりに活用していく必要があるかと。先ほど課長が言われましたように、今後、多賀町の有線放送をどうしていくのかというのが今後課題になってくるというふうに思います。聞いていますと、電子交換機もかなり古くなっておりまして、故障したらなかなか部品がないので、違うところから、どっかの有線放送の古い部品を代用して電子交換機の修理をしているというような状況を聞きました。ただ、有線放送は非常に高齢者の方、私も利用もしてますし、高齢者の方、特にファクスなんかは同報通信、それを使っておられるとか、本当に有用な、本当に必要な情報源、システムですので、この有線放送を今後どうしていくのかというのが私、課題かなというように思いますので、その点について、ＩＰ同報システムを、多重化と言われましたけれども、私もそれ必要やと思いますので、今後有線放送の在り方も含めて考えていく必要があるかなと思いますが、その点についてちょっとお願いしたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君）　今おっしゃっていただきましたように、加入率が６割強ぐらいだということで、一般的に全国的な話を聞いてますと、６割は高い方やということは聞いております。有線につきましては、通常の通信手段、通話に加えてファクスとかについても、グループ機能を使って集落で活用していただいたりということを聞いておりますので、それなりに住民の皆さんの生活を支えていただているのかなというふうに考えております。今回の無線を整備した後に、その有線の加入率が減るかどうかというの

は今のところ私にも分かりませんが、緊急情報だけではなくて、町の催しであったり、このような議会の情報についても流していただいております。また、音楽についても流しておられますので、あとはもう住民がどのように判断されるかかなというふうに思っておりますので、先ほど申しましたように、緊急放送の面から言いますと多重化というか、有線でも放送し、無線でも放送し、いかに緊急情報を伝えられるかという手段については複数持っていた方がいいという判断をさせてもらっておりますので、継続していただく方が緊急放送からの面から言いますといいかなというふうには考えております。

○議長（菅森照雄君）　藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君）　ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

企画課の方でも毎年予算を計上させていただいておりますけども、有線放送に対する補助金が年間２５０万円をずっと継続して支出をさせていただいております。今ほど総務課長からお話がありましたように、公的な情報伝達というものに、役場としても有線放送の必要性というものを見出して補助金を支出してるという流れになっております。有線放送の存在の在り方というのは、今後の加入率は確かに大きく影響すると思いますけども、確かに高齢者の方というのは、今までなじみのある情報ツールというものに、いきなり新しい設備に切り替えるというのが、すぐにスイッチ切り替えるようにはいかないかもわかりませんので、その辺の状況は利用者の方のニーズも見極めながらという形になるかと思いますが、今後検討する課題ではあると思っております。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　山口議員。

○８番（山口久男君）　防災行政無線の併用を、災害時のときだけじゃなしに平時も町の情報を伝達することになっております。甲良町辺りでもしょっちゅう外部スピーカーを通じて、町の情報とか、それからいろんなチャイムとか音楽とか流れてますけれども、それは有線放送も同じような形なんですね。ですので、有線放送をどうやって今後、支援、継続、並列的にこの防災行政無線と有線放送とのすみ分けというんですか、どういう形でやっていくのかというのはこれからの課題だと思います。防災行政無線で大体の情報が入れば、有線放送自体はもう必要ないのかなと言われる方もおられる可能性もあるかもわかりません。そうすると加入者が減ると、これもう加入者の判断ですので、私もう有線放送要りませんと言われればそれまでですので、防災行政無線で十分情報が入りますので今までのあれは要りませんと、あるいは電話回線とか携帯もたくさんありますので、固定電話自体もだんだん減ってきてますので、今後、情報伝達の在り方について、有線放送を今後どうするのかやっぱり考えてもらう必要があるかなというふうに思います。今でも停電になっても有線は生きますので、ケーブルは切断されれば別ですけれども、ケーブルが切断されない限り、電源が落ちても内部スピーカーいいますか、あれはちゃんと生きてますので、４８Ｖの電圧を有線放送の交換機から送ってますので、停電になっても家庭の有線放送、親機はちゃんと聞けますので、そういうことの強みも

ありますので、この有線放送をどうしていくのかというとこら辺をやっぱり考えてもらう必要があるかなと。有線放送は大事な情報伝達システムですので、多賀町にとって。その辺ちょっと考えていただきたい。町長もひとつその辺よろしくお願いしたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　有線放送とは、この行政無線を導入しようというふうなときからいろいろと情報交換を密にしております。そのような中で、有線放送、一番懸念しておられることは加入者が減少していくこと。これ、５０％、やっぱり損益分岐点がありますので、今の状況を維持するということが大事なことではないかなというふうなことやと思います。

もう一つ、施設老朽化していきますので、そのための改修のための基金もつくってたな。基金も造成しておられますけど、この基金以上の費用がかかる、これから５年、１０年後を見据えるとかかる可能性もなきにしもあらずということで、そういうふうな懸念材料もありますので、そういうことをどうクリアしていくかということを有線も悩まれておりますので、そこら辺のところを町ともしっかりと意見交換、協議はしていきながら、やはり今、課長も言いましたように有線放送はなくてはならない機関であると思いますし、そしてどちらかと言うと役場の防災情報伝達を補完する機関やと思うてますし、やっぱりしっかりと職員もおられますので、普通の民営の機関ではないと私は認識をしておりますので、そこら辺はしっかりこれからも継続して運営をやっていただけるように、私としては町としては努力しようと思ってます。

○議長（菅森照雄君）　山口議員。

○８番（山口久男君）　また議論を、これからシステム構築に当たって様々な問題もあるだろうし検討する課題もあるだろうと思いますので、ひとつまたこれから引き続いて議論していきたいと思います。

あと時間が１０分ですので、もう次に移ります。

上下水道の施設老朽化対策についてです。これは昨日、富永議員の方からも質問がございましたので、ちょっと重なる部分はありますけれども、一応通告を出しておりますので、もう時間はありませんけれども、答弁を求めたいと思います。

全国に張り巡らされた下水道管の総延長は約４９万㎞で、地球の１２周分の長さと言われています。一方で、劣化も進んで、下水道に起因した道路の陥没事故、国土交通省の直近の調べでは約２，６００件の発生であり、約８割以上が老朽化が原因であると言われております。ご承知のように、埼玉県八潮市で起きた道路陥没事故というのは、下水道管が腐食し破損したことで土砂の流入による原因によるものであると言われております。国は下水道管の耐用年数は５０年とし、腐食のおそれが高いものは５年に１回点検することを義務づけてきました。しかし、調査には人も予算も足りないのが、多賀町でもそうだと思いますが、現状であります。また、水道施設も同じく老朽化は深刻な状

況であり、更新率も全国的にですけれども年々低下をしているという話を聞いております。予算の確保をしながら水道施設の老朽化対策を計画的に進めるために、以下の点について伺います。

①、下水道管の総延長距離は多賀町は約８１㎞でありますけれども、下水道管の点検状況はどうなのか。

②、上水道管の老朽管更新は計画的にされているのか。

③、２０２４年４月１日には水道事業の所管行政庁が厚生労働省から国土交通省、環境省に移管されたことにより、補助金の申請手続などの影響についてはどうなのかという点について伺います。昨日重なる部分も含めて答弁お願いします。再質問は、またその状況に応じて再質問させてもらいます。

○議長（菅森照雄君）　飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長　飯尾俊一君　登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君）　山口議員の２番目の上下水道施設老朽化対策についてのご質問にお答えいたします。

１点目と２点目につきましては、昨日の富永議員の質問において答弁させてもらった内容と同じとなります。

１点目の下水道管の点検状況についてですが、国土交通省令では腐食するおそれが大きい排水施設として、コンクリート材質であって、段差、落差の大きい箇所、圧送管吐出し口および伏越し部の下流吐出し口で硫化水素がたまりやすい箇所は、下水道法施行令に、５年に１回以上の適切な頻度で点検を行うことと定められております。

本町には対象となる下水道管はございませんが、マンホールの人孔は２２か所ございます。前回、令和２年度に点検を行いまして異常がないことを確認しております。なお、今年度から改めて点検を行っており、令和７年度末までに全ての対象箇所の点検を終える予定をしております。また、通常の管渠、人孔等については、下水道施設の計画的な点検、調査および修繕、改築を行うことにより、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルプランの提言を図ることを目的としたストックマネジメント計画に基づき、１５年で全ての路線を一巡する定期的な点検調査を毎年行っております。

２点目の上水道管の老朽管更新は計画的にされているのかにつきましては、令和５年度決算時点での法定耐用年数４０年を過ぎた配管が約１６㎞という状況であります。老朽管の更新整備については、平成２９年度に策定した多賀町水道事業基本計画に基づき、順次、更新工事を進めております。具体的には、最も老朽化した管路から随時更新を行っていくのではなく、老朽管の中でも集落や影響範囲の大きい管路等、ある程度更新範囲を指定して更新を行っています。今後につきましては、大規模災害に備え、例えば避難所などの重要施設に向けた配水を行っている管路を優先的に更新していく予定です。

また、水道管の更新では、老朽化対策のほかに耐震対策も重要な要素となります。多賀町の耐震化率は現在２６．４％にとどまっていることから、今後も大規模な震災を想

定し、口径の大きい配管については耐震性を有する配管への更新を進めていく必要があると考えています。

３点目の補助金の申請手続などの影響についてですが、山口議員が言われるように、令和６年度より水道事業の全般は国土交通省、水質部分の保管を環境省に移管され、上下水道政策の一本化が行われ、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援などに対し、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力、知見や、層の厚い地方組織を有する国土交通省が所掌することで、市町村の支援を効率よくできるものと判断されたことからと言われております。

補助金の申請などの影響は、管路の更新等、補助金申請につきましては、国土交通省専用のシステムを用いる方法に変更となりましたが、従来の申請方法から大きな変化はございませんでした。

引き続き、上下水道施設老朽化対策に向け鋭意努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君）　山口議員。

○８番（山口久男君）　まず、下水道管です。供用開始ができたのは平成１２年ですか、月之木とか久徳とか富之尾とか多賀ぐらいが最初の供用開始だと思いますが、そうすると、耐用年数を仮に４０年とすると、今年２０２６年で２６年ほど経ってるわけですよね。下水道管についてはその辺について、腐食とかその辺の点検の結果がそれほど劣化が進んでないみたいな答弁されてましたけれども、部分的にはどうなのかというのが１つです。

それから、併せてもうついでに上水道の方も質問させてもらいます。上水道管は約１４２㎞ということで、上水道というのは命の水を住民に供給する非常に大事な、もちろん下水道もそうですけれども、上水道は命の水をちゃんと住民に届ける非常に大事な施設ですので、老朽管対策については二十何％ですか、進んでいるということで、まだなかなか厳しいかなという感じもします。多賀町はこういう地理的条件がありますので、かなりの管路を抱えておりますので、老朽管の布設替え工事とか修繕には大きな費用がかかりますし、手間もかかる可能性もありますので、その点について計画的にやっておられるのは分かりますけれども、その点についてどうなのかというのが１つです。

それから、ついでにもう３つ目の再質問をしますけれども、時間がございませんので、浄水場は今現在５か所あります。例えば、敏満寺とか川相とか、それからあと南後谷ですか、大君ケ畑は簡易水道がありましたので、あとは仏ケ後は最近浄水場ができましたので、５か所のうち特に敏満寺の浄水場の老朽化もやっぱりこれから考えていく必要もあると思いますし、それから浄水場ですので、できれば統合して設備の更新を図ることも必要かなという感じもするんですけど、なかなかそう簡単に行かないですし、送水管のこともありますので、あと水源地も楢崎を水源探したけど駄目だったということです

ので、また新たな水源地も探しておく必要があると思います。芹谷流域になろうかなと、犬上川流域はなかなか厳しいかなという感じもしますので、そうなりますともう芹川流域でどこか新たな水源地を探していかんならんとか、そういう様々なこれから施設更新にしろ、設備の更新にしろ、そういう水源地の開発にしろやっていかんなんので、これからどのように進めていくのかという点についてちょっと聞きたいと思います。あともう８分しかないですので、この程度で質問します。答弁お願いします。

○議長（菅森照雄君）　飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君）　再質問にお答えさせていただきます。

まず初めに下水道の点検ということで、現在２２か所の、下水管につきましては対象となる部分がありませんけども、それは集落とか幹線水路でテレビカメラを入れての調査を毎年行わせてもらっている中での異常はないということでございます。

あと、一番懸念しておるのが２２か所で、マンホールポンプの圧送施設が１６か所と、あと低い土地から高台の方に上るのが６か所ございます。その点についての吐出し口のマンホールですけども、やはり硫化水素が発生しやすいということで、その点を点検を行っておるところでございますけども、今現在はどうもないというような結果を得ております。

続きまして上水道の更新ですけども、先ほども答弁させていただきましたけども、老朽管に関しましては、その集落ならびに今後起こるであろう災害等を考えた上で、配水地からもらえる水のところの集落での布設替えとか、そういった部分、取水の導水管とか送水管とか配水管、いろいろありますけども、３つ全部全て耐震化にすれば、配水地につきましてはまた配水管もやればいいんですけども、やはりその辺も含めて、集落の中で細い箇所につきましてはそういったときにはすぐには対応できませんので、道路幅員等も考えながら実施しているところでございます。

あとですけども、水源池につきましては楢崎地区でやらせてもらいましたけども、水脈は至らなかったということで、令和６年度につきまして行って、中川原から土田地先の名神寄りのところ辺りで来年度ボーリング調査を実施する予定で、今現在、調整に入っているところでございます。

そして、あと敏満寺の浄水場につきましては、これまでもいろいろと説明はあったかと思いますけども、古いしということで、今後、事業認可の変更を含めてやはり考えていくべきだということで、新しい水源地の近くに新しいのを設けたりとかいった具合に今思っているところですけども、事業認可が下りなければ進む話ではございませんので、それに向けていろいろと今、業務に励んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君）　山口議員。

○８番（山口久男君）　上水道、下水道についてもこれから議論していきたいと思います。大事な施設、インフラですので、住民にとって本当に必要なインフラですので、更新含

めて計画的にやっていってもらいたいというふうに思います。

あともう７分余りですので、もう３番目の質問にさせていただきます。

地域公共交通の改善・充実についてです。これは私もこの場でもう何度ももう数え切れんほど質問しましたんで、重なる部分もあるかもわかりませんけれども、これは住民の皆さんから、本当に周りの地域公共交通を何とかしてくださいと、高齢者の方見るたんびに言われますので質問させてもらう次第であります。

地域公共交通の改善充実についてはこれまでも繰り返し求めてまいりましたけれども、例えばバス等の運転手不足や人口減少が続く中で、多賀町でもこれまでバス路線が廃止になり、その地域では移動手段が制限される住民が増えてきているように思います。どの地域に住んでも安心して豊かな生活を享受するためには、交通移動手段の権利が保障されて、行使できる環境が整えられることが必要であります。今後も高齢化が進み、免許証を返納する人が増えることから、買物や病院通いなど、日常生活の移動手段の確保が多賀町の課題となっております。公共交通の充実、改善、移動手段の確保について、以下の点について端的に伺います。

①、町独自の福祉的なバス運行、小型ワゴン車による地域を決めての町内定時運行はできないのかと。これは繰り返しこれまでも何度も求めてきましたが、なかなかできないような答弁でありましたので、再度伺っておきます。

②です。愛のりタクシー１区間４００円について、町独自の高齢者割引、例えば半額程度にはできないのか。

③、買物支援移送サービスの拡充はどうか。今現在、おおたき里づくりプロジェクトの中で大滝地域の皆さん方の買物支援をやっておりまして、非常に高齢者の方、本当に喜んでおられます。そういう中で、もう少し拡充を、地域的な面も含めて拡充はできないのかと。

④です。通学バスが今現在走っておりますけれども、混乗はできないのかと、法的な問題もあるか、あるいは交付税の関係もありますので、その点についてできれば通学バスを適切に、できればうまく住民の方も乗れるようなそういう仕組みが考えられないのかという提案でありますので、その点について伺っておきます。

あと５分ですので、ひとつよろしくお願いします。再質問できればやりたいんですけれども、適切な納得のいく答弁をお願いします。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

〔福祉保健課長　林優子君　登壇〕

○福祉保健課長（林優子君）　山口議員からの地域公共交通の改善・充実についての１点目のご質問、町独自の福祉的なバス運行として、小型ワゴン車による地域を決めての町内定時運行はできないかというご質問にお答えをさせていただきます。

山口議員からご提案いただきました地域と時間を決めての小型ワゴン車による福祉的なバス運行を実施する場合、大きなメリットとしては、予約をせずに気軽にバスが利用

できることだと考えます。愛のりタクシーを利用されたことがない一部の高齢者からは、予約をするのが面倒であるというお声を聞いております。

山口議員のご質問にありましたように、運転免許を返納された高齢者の日常生活の移動手段の確保についての課題については認識しておりますが、公共交通である愛のりタクシーの路線がある中で、町内のみの運行であっても愛のりタクシーと路線が重なっての運行となります。また、利用者がない空車状態でも小型ワゴン車を走らせなければならないため、財政面と低炭素化の環境の観点からも課題があり、現時点では町内での福祉的なバス運行についての計画はございません。

しかしながら、令和７年度の新規事業としまして、移動手段がなく買い物に行くのが困難な高齢者を対象に買い物支援についての事業を計画しており、予算を計上させていただいているところでございます。

今後、高齢者等の移動手段の確保については、これから取り組む事業を一定期間実施した後、その事業の検証を行い、住民のニーズや財政面等からも考慮しながら、持続可能なサービスとしてどのような仕組みが望ましいか、さらに企画課をはじめとする関係課および社会福祉協議会などとともに、更に検討を重ねていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君）　藤本企画課長。

〔企画課長　藤本一之君　登壇〕

○企画課長（藤本一之君）　山口議員の２つ目と３つ目について、企画課からご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず２つ目の、愛のりタクシー１区間４００円について、町独自の高齢者割引（半額）はできないかにつきましては、令和６年６月定例会で山口議員の一般質問に答弁させていただきましたとおり、愛のりタクシーの料金につきましては、タクシー会社を含む湖東圏域公共交通活性化協議会において料金の協議をさせていただいておりますので、多賀町独自の高齢者割引の設定につきましては現場の混乱を招くため、実施は困難であると考えております。

３つ目の買物支援移送サービスの拡充はどうかにつきましては、こちらも６月定例会での一般質問に答弁させていただいておりますが、地域公共交通サービスとしての取組ではなく、自家用車等の移動手段を持たれていない高齢者に向けた支援策として検討しており、これまで大滝地域につきましては、ＮＰＯ法人おおたき里づくりネットワークが実施されております買い物支援サービスを更に充実させるための調整がまとまりつつあるところでございます。また、これまでＮＰＯ法人が大滝地域内での活動としていることから、その他の地域においても同様の買い物支援サービスを求めるご意見を頂く中、今ほど福祉保健課長が答弁されました高齢者の買い物支援事業が令和７年度の実施に向

け予算を計上されましたので、双方のサービスが現状の問題解決へのきっかけとなるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君）　谷川教育総務課長。

〔教育総務課長　谷川嘉崇君　登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君）　山口議員の４つ目の通学バスの混乗乗車はできないかのご質問についてお答えいたします。

本町では多賀小学校が現在、購入手続中ではございますが、２５人乗り、大滝小学校が２９人乗り、多賀中学校が４５人乗りの通学バスを町が保有し、事業者に運行を委託しております。現在の通学バスの利用児童生徒数は、多賀小学校が１４人、大滝小学校が１８人、多賀中学校が２５人と、それぞれの通学バスにおいて空き座席がある状況であり、議員のご質問にある混乗乗車は物理的には可能な状況です。しかしながら、通学バスは学校行事に応じた柔軟な運行が想定されるため、毎日必ず混乗化による運行ができるとは限らないことや、運行時間帯が通学時間帯のため、目的地となる公共施設や診療所などの開始時刻までの利用者の待合等の問題も発生することが考えられます。さらに、一般利用者と混入することで、安全を確保する観点から、児童生徒の保護者や関係者等の合意形成を図る必要があるなどの諸課題も多く、容易に実施できるものではないと考えております。ただ、全国的には通学バスの混乗化は行われており、また国からは令和６年の１０月に交通分野と教育分野およびスポーツ文化分野の関係者が連携共同し、地域交通の維持確保および利便性、生産性、持続可能性の高い地域公共交通への再構築が図られるよう、主体的かつ積極的な対応を求める通知も発出されていることから、教育委員会といたしましては、課題の抽出と町長部局とも情報共有を図り、通学バス車両の空き時間の活用も含め調査、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君）　山口議員。

○８番（山口久男君）　公共交通の充実は、本当に私はこの場で何度も、先ほども申し上げましたように、本当に住民の要望は非常に大きいです。愛のりタクシーも、確かに４００円の料金設定は、多賀町だけじゃなしに彦根、犬上、愛荘入れての料金設定は分かりますけれども、町独自の、例えば高齢者の方で、もし愛のりタクシーを利用される方で、車もない、自家用車もない、それしか頼れない方に対して片道４００円、例えば私の字から川相まで行くにしても片道４００円、往復必ず買いますので８００円かかるわけですね。ちょっと行ったところで往復８００円、彦根へ行きますと必ず１，６００円かかりますので、せめて半額にしてほしいというのでものすごいたくさん聞くんですわ。ですので、それは町独自でやろうと思えば、私はそういうフリーパスのような、高齢者パスとか最近あちこちでやってますわね。そういうようなパス乗車を、全てはできない

ですけれども、そういう希望される方で本当に交通弱者と言われる方、そういう方々を限定にフリーパス、高齢者パスみたいなんを発行して、それを見せれば半額ぐらいになるとかいうことは私はできるとは思います。それが混乱するということはないと思います、分かりませんけれども。そういう住民の皆さんの声がありますので、私はそういう立場で質問させてもらいました。もちろんそれだけじゃありません。できれば、例えば豊郷町でやっているような、ああいう巡回バスですな。多賀町ができるかどうかは別ですよ。ちっちゃな町ですので、ぐるぐると各字を回ってるいわゆる巡回バスのようなものもありますし、それから病院から電話すれば各家に送ってもらえる福祉サービス的な、福祉タクシー的なそういうシステムを豊郷町はやっておられるという話を聞いていますので、いろいろな工夫をして、何とか本当に多賀町で安心して山間部でも、中心部でも一緒だと思いますけれども、どこに住んでも自由に移動できるような交通システム、今、愛のりタクシーとかはありますけれども、もう少し工夫しながら安心して住めるような、そういう公共交通を考えていただきたいという提案をさせていただいて質問させていただいたわけであります。私もこれ回ると、本当にもう山口さん何とかしてくれんかと、私もたまに病院に送ったりしてるんですけど、もし事故を起こしたらどうしようかなと思いますし、この前もある山間地域に行ったら、「ちょっと買い物にちょうど行きたいねんけど」言われたんで、ほんなら私も彦根へ行く用事があんので、「ほんなら彦根のスーパーの方へ一緒に行きましょうか」いうて送ったこともありますので、本当に行くたんびに買い物とか、病院通いはなかなかあれですけど、「買い物に一緒に連れていってもらえませんか」と、愛のりタクシーで行こうと思うても、１，６００円かかるしすぐに来てくれんしということになりますので、そういう要望というのはものすごいやっぱり多賀町は多いです。全国的にこういう公共交通はいろんな課題になっておりますので、何とか多賀町として今やっておられる中で、先ほどいろんな、総務課長の答弁もありましたように、もうちょっと多賀町のそういう公共交通を工夫してもらって、今あるバスを何とか活用して、住民の皆さんの交通手段の確保のためにひとつお願いしたいなということで、私の質問を終わらせていただきます。また引き続いていろんな場でまた質問させていただきますので、その点よろしくお願い申し上げて、私の質問とさせていただきます。どうも長時間、１時間以上かかりましたけど、ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君）　暫時休憩をいたします。

再開は議場の時計で１０時５５分とします。

（午前１０時４１分　休憩）

（午前１０時５４分　再開）

○議長（菅森照雄君）　休憩前に引き続き、一般質問を行います。

１番、小島櫻議員の質問を許します。

１番、小島櫻議員。

〔１番議員　小島櫻君　登壇〕

○１番（小島櫻君）　１番、小島櫻です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず１つ目の質問です。国スポ・障スポ滋賀２０２５における本町の観光誘客施設について。

２０２５年に開催される国スポ・障スポ滋賀大会では、選手だけではなく多くの応援、観戦客が全国から訪れることが予想されます。２０２４年の佐賀大会では約４９万５，０００人が訪れた実績があり、滋賀大会でも同様の規模が見込まれます。大会期間中、特に試合の合間や終了後に観光を楽しみたいというニーズがあると考えられます。本町では、５月１７日にデモンストレーションスポーツモルック大会が開催され、隣接する彦根市も大会会場の一部であることから、本町への誘客のチャンスと考えられます。この機会を生かし、本町における大会期間中の観光事業の計画は検討されていますか。よろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君）　野村産業環境課長。

〔産業環境課長　野村博君　登壇〕

○産業環境課長（野村博君）　小島議員のご質問、国スポ・障スポ滋賀２０２５における本町の観光誘客施策についてお答えいたします。

議員ご質問の要旨にありますとおり、国スポ・障スポは参加選手のみならず、関係者、ご家族、ほかにも多くの方が滋賀県に来られ、当地の魅力を知っていただく絶好の機会になることは確かなことであります。

しかしながら、この度のご質問をいただくまで、この機会に特化、着眼した観光施策については十分に検討できていなかったと気づかされております。前々より観光施策の根幹は情報発信と認識しております。

多賀町には、多賀大社、胡宮神社、大滝神社をはじめとする社寺仏閣、また長い年月にわたって創り出された河内の風穴など、自然、歴史、文化遺産などが数多くあり、いかに情報を発信していくのか、またスポット、点とせず、それぞれをつなげて多賀町全体での面として考える観光施策の展開が必要と考えております。

このことを踏まえて、本定例会において令和７年度当初予算をご審議いただくところですが、この当初予算では観光動画の作成や観光振興を目的とする地域おこし協力隊の委嘱、また多賀観光協会への支援の増額などを計上させていただいておりますので、ご承認いただけた後には、この度のご質問にあります多くの方が訪れる国スポ・障スポにも着眼し、関係者の皆様とともに多賀町への観光誘客を模索してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議員ご質問の国スポ・障スポ滋賀２０２５における本町の観光誘客施策についての答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。ちょっと再質問をさせていただきたいと思うんですけど、まず直近の５月１７日に合わせた観光のことについて１つ目、再質問をさせていただきます。答弁の中で、令和７年度の当初予算のお話をしていただきましたが、観光動画とか地域おこし協力隊の委嘱等がありましたけども、おそらくこれは４月以降の予定になるだろうということで、なかなかこれを５月１７日に焦点を当てるというのは難しい話かなというふうに思っておりますので、５月の大会までは２か月という期間になりますけども、この身近な期間でも可能なこの観光の施策、どういうものが考えられるか、どういった形で進めていけるかということを再質問させていただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君）　再質問の方にお答えさせていただきます。

今、議員がお話しいただきましたように、やはり議会でのご承認を頂く前に動くことはなかなかするものではないと考えておりますので、実際着手するのは４月以降になります。そうしますと、やはり観光動画の作成については秋までの本大会までには何とか進めたいとは思っておりますけども、今、この２か月間でできそうなことと言いますと、今まである既存のパンフレットなどをいかに展開していくか、また実際に携わっていただく方とのお話を煮詰めていく程度になろうかと思いますけれども、できる範囲の中で考えていきたいというところでございます。

○議長（菅森照雄君）　竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君）　議員ご質問の国スポデモンストレーションスポーツモルックにつきましては、５月１７日に結の森公園の方で開催を予定しているところでございます。その中におきまして、ニュースポーツ体験ブースでございましたり、いきいきライフ体験塾、福祉保健課の方と連携いたしまして謎解きウォーキングの方を予定しております。その中ではなんですけれども、久徳地先、八重練地先の田園風景を歩いていただいたりであるとか、あけぼのパーク多賀の方に入っていただいたりとか、多くの方に楽しんでいただいて多賀を満喫していただくということも考えております。また、おもてなしブースといたしまして、中央公民館の駐車場の方を一部利用いたしまして、町内の商店であったり観光協会、また商工会等に呼びかけさせていただいて、多くの皆様に滋賀県のよさ、多賀町のよさを感じていただけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。５月１７日の大会に関しましては、既にもうチラシも皆さんに配布をしていただいてお知らせしていただいているかと思います。おもてなしブースとかニュースポーツの体験コーナー、それからいきいきウォークのことは周知されているかなというふうに思っておりますので、私も理解をさせていただい

ております。今、生涯学習課長からお話がありました、そのおもてなしブースでの観光、いきいきウォークの中で多賀を巡っていただく非常にいい取組だなというふうに思っているんですけども、当日、大会に出られない方へに向けては観光のＰＲのチャンスかなというふうに思いますので、そのいきいきウォークであったりとか大会に出場されない方向けに、もう少し何かほかの多賀町の観光につながるところへの誘客の方法とか何か考えられることがあれば教えていただけたらなというふうに思います。

○議長（菅森照雄君）　竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君）　再質問の方にお答えをさせていただきます。

確かにモルックの方の大会に出られない方につきましては、このイベントに楽しんでいただけないんじゃないかというようなご質問ではあるかなというふうには思うんですが、芝広場、結の森公園の芝生の部分について、ニュースポーツの体験ブースの方をさせていただいて、親子でも個人でも家族でも気軽にモルックを貸し出して楽しんでいただけるようなということも考えております。

それと、国スポの本大会に向けまして強化イベントの方もございますので、多賀町の木を使った強化イベントの方を皆さんで楽しんでいただけるというような工夫もしておりますので、多くの町民の方だけではなくて、皆様が楽しんでいただけるように仕掛けづくりの方も充実させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。ちょっと話を戻しますと、観光についての誘致の話ですので、今、その当日の楽しみ方もご紹介いただきましたので、いろんな方にぜひとも多賀町を訪れていただきたいなと思うんですけども、質問の本題に戻しますと、観光の誘客ということですので、せっかくのこの機会をぜひ多賀町の魅力に触れていただける、多くの方に触れていただける機会だと思いますので、モルック会場だけのみならず、ほかのところに当日もしくは後日また多賀に来たいなと思っていただけるような施策は何かないかという質問をさせていただいておりますので、産業環境課長、その辺り観光の施策をもう少し、こういうことだったらいけるんじゃないかなということがあればお答えいただけたらと思います。

○議長（菅森照雄君）　野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君）　再質問の方にお答えさせていただきます。

先ほどもご答弁させていただいたように、やはり次年度の観光施策の展開としては、まず多賀町全体を面として考えてというような取組に重点を置くように考えておりましたので、ただやはり今ご質問のありますモルック大会の方については、ちょっとそちらの方に着眼していなかったということで、今のところ具体的なことはございませんけども、確かに貴重なご意見としてお伺いさせていただいて、できることは模索させていただきたいと思います。この国スポ・障スポにつきましては、当課としては９月の本大会、

そちらの方には間に合わすような形で進捗の方を管理していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。２か月という期間が短いようにも感じますけども、２か月まだあるというふうな捉え方もできますので、できる限りの５月１７日に合わせた観光ということもちょっと考えていただけるようにお願いしたいなというふうに思っています。

ちょっと短期間ですが、先ほどのモルックの大会のチラシに合わせましてですけども、広報の仕方、情報発信というお話もありましたけども、今現在、チラシ、それから多賀町のＳＮＳを活用してＰＲをされているかと思うんですけども、いまひとつ町民の方も、こんなんあるんかなというふうに知らない方も多くいらっしゃいますので、もう少しこの２か月の間にできる広報の仕方であったりとか、やっぱりこの量が結構必要かなと思うんですね、情報の発信の量が少ないとなかなか目に留まらないので、何度も何度も繰り返ししていただけるとありがたいなと思っているんですけど、その辺りは何か今後の情報発信の仕方を考えられているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君）　ご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、私の方、情報発信が観光施策の根幹というお話をさせていただいております。その中で、やはり情報発信、ゴシックよりも可視化というようなところで観光動画というようなことを考えさせていただいていることでございます。やはりそれを今のこの時代といいますか、やはりＳＮＳを使った利用が効果があるということもございますので、そちらの方にどう結び付けていくか、またデジタルサイネージというような情報発信の方も考えさせていただいているところでございます。またこちらの方につきましては、これから素材をそろえてスキームの方を組み立てていくというところでございますが、今ご意見のありました中に、町内の方への周知、こちらにつきましては、今、議員もご存じだと思いますけども、以前より町の、多賀町全体としての情報発信ということで、インスタグラムがちょっと混在してきたということで、町内向けの情報をＬＩＮＥでご案内させていただく、また町外の方にはインスタグラムというような手法もございますので、企画課なりまた事業の素材については生涯学習課の連携を取りながら進めていきたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（菅森照雄君）　竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君）　当課といたしましても、このモルック大会、多くの方に来ていただきたいというふうに考えておりますので、議員のご質問のとおり、いかに情報発信できるかというところについては一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。その中でなんですが、ＦＭ彦根の方でこちらの情報を伝えさせていただいたりであるとか、彦根の方にもモルッククラブがございますので、そういったところと

も連携を図りながら、このイベントが大変いいものになるように取り組んでいきたい、情報発信を鋭意取り組んでいきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。スポーツをする、それから見る、支えるというこの３つで多分、国スポ・障スポは成り立っているのかなというふうに思うんですけども、ＳＮＳ等、もちろんいろんな方に見ていただけるので有効かなと思うんですけど、今だからこそできることというのがあると思っていて、今ちょうど確定申告の時期で、たくさんの方が多賀町役場の待合を占めておられると思うんですけど、そういった方にチラシやポスターというのが一切触れられてないんですね。なので、座っておられるところに大きなポスターがあると非常に分かりやすいなというふうに思いますし、あと各窓口に行っても、国スポ・障スポがあるということがあまり表記されてないと思うんです。なので、たくさんの町民の方が多賀町役場を利用していただけているということであれば、各窓口でそういうチラシが１枚あるとか、目につくような掲示をしていただくというのは、アナログですけど非常に有効的かなと思いますし、また職員の方からも、５月１７日にこんなんあるのでぜひ参加してくださいとか遊びに来てくださいと、この一言があるかないかで全然周知が変わってくるかなと思いますので、ＳＮＳの時代ではありますけど、逆にそういうアナログな形で声をかけられると、参加したいなと思ってくださる方が多くなるのではないかなと思いますのでお願いしたいと思います。

再質問ちょっと続きますけども、今ちょっと短期的な５月１７日に合わせてでしたけども、今度は長期的に半年ぐらいかけてデモンストレーション、それから本大会が開催をされます。特に彦根会場というのは多賀町から非常に近い場所で大会が開催されますので、１時間から３時間ぐらいの時間があれば十分多賀町を観光していただけるエリアにあるのではないかなというふうに思っていますので、この長期的な間に、産業環境課長も半年間の間にこの動画であったりとかというふうにもおっしゃられていますけども、この長いスパンで進めていただく観光プランというのは、何か対策ができることがありますでしょうか。

○議長（菅森照雄君）　野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君）　質問の方にお答えさせていただきます。

まず、国スポ・障スポの方が今回のご質問の１つの命題と存じます。先ほど、彦根会場というお話もございました。こちらの方について、今回は私もご質問を受けながら気づかされたことではございますが、湖東定住自立圏に観光部会というものがございます。そちらの方でまだテーマに上がってないというところで、こちらの方でも多賀町からとしてそのような提案の方をさせていただき、湖東圏域での人の流れ、動線、観光での動線みたいなものを考えられないかということが年度早々にも会議があろうかと思いますので、提案させていただきたいところでございます。

また今、湖東圏域と申しましたが、やはり滋賀県に来られるということであれば、ビジターズビューロー、観光を目的とするような団体もおられますので、そちらの方とも連携を図る、大きなところからまた近くのところの関係者の皆様にもご意見を聞きながら進めていきたいところではございます。今、大きく改革というようなお言葉がありましたけども、今までなかなか観光協会さんとのしっかりと共にというところができてなかったところがございますので、こちらの方を密にしていきながら進めていきたいところでございます。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　地域を広げての取組であったりとか、県内で行われるイベントになりますので、県からのその観光に結び付くようなというところもあると思うんですけども、国スポ・障スポ滋賀２０２５のホームページを開けていただくと、実は、多賀町の観光協会リンクが貼り付けされております。なので、県も各地域の観光を進めていこうという努力はされているのかなと。その中でやっぱり多賀町が上がってきているということは、少なからず彦根会場に来られる方等が見ていただける機会にもなると思いますので、そのときに問合せ等があったらどのように対応していただけるのかなというのがあるんですけども、そのように目に触れていだたく機会があるということです。他の地域で、まだ本格的にこの観光は国スポ・障スポに合わせて動き出せてないという情報も得てるんですけども、だから多賀町もゆっくりしていていいというわけではなくて、どこもされていないからこそ、いち早く多賀町が取り組むべき課題ではないかなというふうに思いますので、できるだけ早めに進めていただきたいということと、産業環境課長も今おっしゃられましたけども、多賀町観光協会というのは多賀町から委託を受けられたり補助金が出ていると思うんですけど、本来、観光のプランの発案とか提案とか提供をされるべき団体ではないかなというふうに思いますので、そちらから国スポ・障スポに合わせて観光プランであったりとか、こういったことをしていきたいというそういったお声はなかったんでしょうか。

○議長（菅森照雄君）　野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君）　再質問の方にお答えさせていただきます。

多賀観光協会さんとのお話、近々の方では、以前より観光事業に、多賀の観光をどのように進めるかというところでお話をさせていただいております。今、若干、観光協会さんのお話が出ましたけども、運営的な補助の事業的な委託というようなところの組替えの方をしっかりとさせていただく、そのようなお話の中で、今後そのお話の中で、やはり事業があまりにも多く抱えておられたということで、個人的な感想にはなりますけども、なかなか多くの事業に回れないような状況であったのかというふうに私は感じているところでございます。私個人の考えでございます。そのことで、次年度については事業の方も整理させていただき、そのような余裕と申しますか、ほかに事業を展開するようなことができる環境ができたときには、今、議員がお話しされるように、そういう

提案をしていただけたのかもしれません。ですが、今ちょっとその組立てをさせていただいているところでございますので、議員ご質問の、今、観光協会さんの方から提案があったかというところについては、具体的なお話はさせてもらえてないところでございます。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　観光協会さんも非常に多くの事業を抱えておられるということなんですけど、本来やるべき組織の活動というのがきちっとできないというのは、やっぱり人員の問題なのか、業務の内容量なのか分からないですけども、もう少し整理をしていただく必要性があるのかなというふうに思っております。今回も予算書を見させていただくと、かなり多額のお金を観光の方に投入されているかなというふうに思いますので、その辺り、この観光のチャンスがある機会に動けないというのがやっぱり残念なことかなというふうに思っていますので、ぜひその辺りを余裕を持って動いていただけるような体制を進めていただきたいなというふうにも思います。おそらく、国スポが滋賀県で行われるのは４０年に１回とかその辺りになると思いますので、この先なかなかこういうチャンスもないかと思いますので、この半年の間でしっかりと多賀町に観光誘致ができるようにしていただきたいなというふうに思います。

１つ目の質問は以上で終わらせていただきます。

２つ目の質問へとまいりたいと思います。

子ども・子育て応援プラン２０２５について。

多賀町子ども・子育て応援プラン２０２５の素案が完成し、パブリックコメントの募集が行われるなど、計画の策定が最終段階に入っていると認識しております。本町におけるここ数年の出生数の減少を踏まえると、本プランの充実がより一層求められる状況にあります。令和５年度に実施されたアンケート結果では、小学生以下の子どもを持つ保護者の多くが、子育ての相談先として配偶者や親族、友人知人と回答しており、これは子育てが家庭の中、または小さなコミュニティに限られた状況を示しているように見受けられます。一方、多賀町では地域で子育てを支えることを目標に掲げており、現状と目標との間にギャップがあるのではないかと考えます。このギャップをどのように埋めていくのか、現時点での具体策等について、以下の４点について質問いたします。

まず①番、子育てが家庭の中、または小さなコミュニティに限られた状況と、地域で子育てを支えるという目標とのギャップについて、どのように認識されているのか。

②番、地域の子育て支援に関する認知度はどの程度であり、どのような課題があると考えられているか。

③番、子育て支援の充実に向けた地域企業との連携について、現状の取組と今後の可能性は。

④番、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、本町での計画はという、以上４つお願いいたします。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

〔福祉保健課長　林優子君　登壇〕

○福祉保健課長（林優子君）　小島議員からの子ども・子育て応援プラン２０２５についての１点目のご質問にお答えいたします。

小島議員のご質問にありましたように、令和５年度に実施したアンケート結果では、小学生以下の子どもを持つ保護者の多くが、子育ての相談先として配偶者や親族、友人、知人と回答しております。現計画の計画期間は令和２年度から令和６年度の５年間であり、新型コロナ感染症の感染拡大が大きく影響した期間と重なったこともあり、特に地域における子育て支援については、現計画に上げていた施策や事業の取組が十分に実施できなかったこともあり、評価が低くなったものと理解しております。

さらに、アンケート結果からは、乳幼児健診や子育ての相談先として地域にある相談窓口が十分に活用されておらず、その背景には相談体制や対応の課題、また子育て支援事業についての周知不足等もあったと認識をしております。議員ご指摘のとおり、目標とのギャップがあることは十分理解しております。

今回、子育てが家庭の中または小さなコミュニティに限られた状況であるこの課題が把握できたからこそ、次期計画においても引き続き地域で子育てを支えるという目標に対し、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

２点目のご質問、地域の子育て支援に関する認知度についてお答えいたします。

今回の計画策定についてのアンケート結果では、すくすく相談や子育て支援センターなどは７割以上、子育てサークルや遊びの場などは５割から６割程度、民生委員児童委員等の相談支援や一時預りサービスおよび赤ちゃん訪問などについては３割から４割程度が知っているとの回答でございました。

このような結果から、今まで地域における子育て支援サービス等についての周知をしてまいりましたが、保護者の方々に十分に情報が届いているとは言いがたい状況であり、今後、今まで以上の周知と、必要な方に必要な支援の情報が届くよう、よりきめ細やかな工夫が必要と考えております。

令和５年度からは、妊婦から主に２歳までの乳幼児を養育する子育て世帯が対象の伴走型相談・支援事業におきまして、妊娠届出時、次に妊娠８か月時、そして出産後と、全員の妊産婦および必要に応じその家族等に対しまして、多賀町の子育てガイドブックなどを紹介し、子育て支援サービスの周知をすることになっております。さらに、令和６年度からは母子モという子育て支援アプリを導入し、妊娠届出時や乳幼児健診などでアプリの取得、利用について保健師から説明をさせていただいており、今まで以上に子育て支援サービスについての周知に努めているところでございます。

今後もより一層、保護者の方々に必要な情報を届け、困ったときに必要な相談先やサービス利用につながり、安心して子育てできる環境となるよう努めてまいります。

次に、３点目のご質問、子育て支援の充実に向けた地域企業との連携についてお答え

いたします。

現状としましては、町内の企業に対し、令和４年度からの男性の出生時育児休業の創設など、育児・介護休業法改正について、法改正の周知や、育児休暇が取りやすい子育てしやすい職場環境となるよう啓発をいたしました。

また、当町では、子育てをしながら働きやすい環境を整備し、ワークライフバランスの推進などを目的とした多賀町特定事業主行動計画を策定しております。このことは、企業においての働き方改革や子育てしやすい職場づくりへの推進への牽引役としての取組であると考えております。

企業における子育て支援の充実については、託児所の設置や柔軟な勤務体制および育休・産休の取得促進等につきましては、国が法律や補助金、啓発活動を通じて子育て支援に積極的に取り組むよう、指導および支援をしております。

町としましても、ワークライフバランスの実現に向け、子育て世帯が働きやすい環境づくりを進めるため、町内企業等への周知や啓発が必要だと考えております。町内企業で課題が生じている現状があれば、県を通じて指導を強化していただくことや、町村会を通じて国へより積極的な取組への要望を上げていきたいと考えております。

また、企業との連携の可能性につきましては、次期計画においては具体的には盛り込んでおりませんでしたが、今後、他の市町や企業の取組例など、研究の必要性は感じております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君）　谷川教育総務課長。

〔教育総務課長　谷川嘉崇君　登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君）　小島議員からの４点目、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度について、本町での計画はについてのご質問にお答えいたします。

乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度は、生後６か月から２歳の未就園児であれば、理由を問わず誰でも保育所や認定こども園などに時間単位で通園できる制度で、令和８年度には全国全ての自治体で実施が予定されております。

本町における当該制度の利用見込量は、国が示す算出方法に基づき、令和８年度で１日当たり５人の利用を見込んでおります。

その実施方法につきましては、現在のところは既に類似のサービスを提供している子育て支援センターでの実施を計画しております。これは、保育士が不足する保育現場に過度な負担をかけないためで、将来的には各園の入所者数が落ち着き保育体制に余裕が生まれれば、各園においても本制度を実施することを考えております。

いずれにしましても、保育現場への過度な負担が生じないよう制度設計を図り対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、乳児等通園支援事業についての答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。たくさんの質問に対して丁寧な答弁を頂いたかなというふうに思っておりますので、ちょっと数点、確認のために再質問させていただきます。

まず①番の、令和２年から令和６年度のアンケート調査、計画というふうに言われておりまして、コロナ禍だからこそ、この小さなコミュニティに限られたのかなというお話をいただいたんですけども、それ以前にもおそらくこの計画はプランはされていたと思うんですけど、そのときの状況というのはちょっと違ったのかどうかということをお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　再質問にお答えさせていただきます。

今、小島議員の方からご質問があったように、以前の計画についてアンケートの結果も見てみますと、この課題については前回も同じような課題がございまして、それに向けて現計画を策定しましたが、先ほど申し上げたとおり、コロナの感染拡大の時期とも重なった期間が長くありましたので、そこでは十分に計画が実施できてなかったということもあり、また同じような結果が出てしまったというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。やはり、近い間柄での相談であったりとか、そういったことがメインで、この地域で子育てと、こちらはすごく提供できる体制を取っていただいているんですけど、なかなかそこの接点を持つというのが非常に難しいかなというふうには私も感じておりますので、何とか地域と子育てをされる方の役目をしたいなというふうには思っております。例えば、乳幼児健診のときに対象となる住民登録をされている方の数と、実際、健診を受けられている方の数はいつも一致していますか。それともポロッと抜けることがあるのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　今のご質問にお答えさせていただきます。

乳幼児健診については法定の健診もございますので、対象者の方が１００％受診できるように目指して実施をしております。ほぼ１００％に近い状況で実施をしておりますが、家庭のご事情によって多賀町に住民票を置きながらも多賀町におられない場合であるとか、外国に行っておられたりとか、そういう個人的ないろんな事情があって１００％を達してない健診もありますが、ほぼ１００％に近い状況でございます。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。まず１つは、そこが地域との接点かなというふうに思います。子育て支援センターを利用されるとか、保育園、こども園に通園されている民生委員さんであったりとか、この福祉保健課が開設されている相談窓口など

をもう全く利用されてないという方は今のところ多賀町ではいらっしゃらないですか。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　再質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁の中でもお話しさせていただいたとおり、出生する前から、令和５年度から制度が改正されまして、妊娠時、そして妊娠８か月時、出産後には全てサービスの情報については提供させていただいておりまして、そこでまず妊婦、妊産婦さんとお出会いができるということで相談体制を取っております。そこが１００％お顔合わせができてて、健診についても今先ほどお答えしたとおりですし、あと各相談事業がありますが、それは全ての方ではございませんが、全ての支援の体制から言うと、皆さんがそれを受けていただいているという状況になります。よろしいでしょうかね。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。１００％はすばらしいなと思いました。これやっぱり地域とつながる１つの方法だと思いますので、そこを逃さずしっかりキャッチアップしていただいているのは非常にありがたいなというふうに思っています。ちなみに、この妊産期の時期に数回のアンケートを取っていただいていると思うんですけど、このアンケートの結果を見ていただいて、何かその後の対応、例えば悩まれていることがあればそれに見合った相談窓口を紹介していただいているとか、どなたかが対応していただいているとか、その辺りは今現状ではどんな形になっているんでしょうか。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　再質問にお答えさせていただきます。

アンケートの結果につきましては、こちらの方が、保健師の方が気になるちょっと心配だなという対象の方につきましては、必ず電話をかけて、またご相談とかお話を確認させていただくような状況をつくっております。また、出生されてからもそういうご不安があるということをちゃんと対象者として確認をした上で、今後の支援につなげられるように、母子保健担当者がそこは丁寧にやらせていただいているような状況です。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　お電話を入れていただいて、住民さんの反応、じゃあ受けますとか、何かその後、継続してそのことについて相談できるその地域の方というのが今はいらっしゃる状況ですか。それとも、もういや結構ですとお断りされるケースが多いのか、今の現状はどんな感じですか。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　再質問にお答えさせていただきます。

その対応については個々の状況ですので、私も全て今把握している状況ではございませんが、いろんな方がいらっしゃいますので、いろんな対応をさせていただいているという答弁にさせていただきます。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。悩みがある方だからこそ利用してほしい、でもやっぱりなかなか利用しにくいという現状が住民サイドではあるのかなと、それは役所がという意味ではなくて、やっぱり人の心理としてなかなか人に言えないとか、ここまで言っていいのかなというふうに思われるので、やっぱり親身になって対応を続けていただくというのが非常に住民さんのためになるのかなというふうに思いました。

③番の再質問なんですけども、アンケートの方を見てますと、やっぱりその悩みの多くが仕事と子育てというのも結構ナンバー１に上がってきているんではないかなと、私、これ見させていただいて思ったんですけども、住民と、子育てをされている方と会話をしていると、できるだけ近くで職場を見つけたいと、ただなかなかやっぱり町内で見つけることが難しい。その中で、何か多賀町の方から職場の案内というか、働きやすい環境づくりというのもあるんですけども、働く場所を何か提供していただける機会がないか、紹介が多分メインだと思うんですけども、こういったところであれば子育てしてても働ける企業さんがありますよとか、何かそういった情報発信をしていただけると助かるなという声がありますし、実際このアンケートを見てもそういったことが出てきてたんではないかなというふうに思いますので、その辺りはどのように考えていらっしゃるか教えていただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君）　今おっしゃっていただきましたその職場の案内については、まずどのような会社がどのような体制で業務を行っているかとか、子育てに対する理解、その辺がどこまであるかとかいうところの調査もまず始めないといけないというふうに思っておりますし、そのような情報を出してもいいかという了解も得ていかないといけないと思いますので、ちょっとご指摘いただきまして、また新たな視点かなというふうに考えておりますので、また関係課とも情報共有しながら、そのような案内ができないかというようなことについては研究していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。時代とともにというところもあるので、課題が変わってきているのかなというふうには私も捉えていますので、今後その企業と住民のその子育てというのは、職場の環境づくりだけではなくて雇用面もまた検討していただけると非常に嬉しいなというふうに思います。最初にも言いましたように、多賀町の出生数がやっぱり減ってきておりますので、多賀町が受けるこの少子化のダメージというのは本当に小さな町だからこそ大きなダメージがあるんではないかなというふうに思うと、少人数だからこそ大切に育てていく子育てを応援していくということが本当に大事で、プランに載っているあのプランが本当に実現することを願ってはいるんですけ

ども。

ちょっと飛びますけど、４つ目の再質問をさせていただきます。これを私、聞いたときに、大変だなと一言思いました。やっぱり現場の保育士は、当初４月に入園される園児を基に保育士が配置されていると思いますので、たとえ１人でもこの誰でも通園制度で今日行きますと言われたら、キャパオーバーになってしまって預かれないとか、そういったことがやっぱりあるので、行きたいという反面、受け入れられないという、ここが非常に難しい制度だなというふうに思いましたので、それを多賀町は子育て支援センターを利用することで受入れを可能にしていくということで、非常にこれは住民さんにとっていいことだと思います。既に米原市が試行的事業をされているかなというふうに思っておりますので、実際にこれを実験的にされている市がどんな１年を終えて課題を持っておられたのかとか、そういったことが分かればちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（菅森照雄君）　谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君）　今ほどの小島議員の再質問にお答えさせていただきます。

米原市での実施の内容については把握しかねるんですけれども、全国的にいろんなところでやっておられる中で、主に聞こえてまいりますのは、この制度の対象者、目的として誰でもということで、お母さんたちが、保護者が子育てに伴う悩みとかそういったものを打ち明けられたりとか、リフレッシュしたりとか、そういったことも見越しての制度設計になっておりまして、そういう意味では本当にそういう孤立しそうな保護者さんが使ってもらいたい人に使えてもらえてないんではないかというようなお声も上がっているようです。また、運営面で行きますと、先ほどから委員も申されてますように、非常に人材確保が難しいというふうになってます。ただでさえ、その一般の保育所、こども園の待機児童がいる中で、どうやってその人を確保していくんだというようなところで不安の声もたくさんあるというふうには聞いております。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、この孤立をさせないというのがそもそもの目的であったり、通常の園であれば、保護者が働いているとかいう条件が付きますけど、このこども誰でも通園制度はそれが関係なく保育園等に預けることができるということは、子ども社会で子どもが生活をすること、まさにこどもまんなか社会というふうに言われていますけども、それが本当に目的なんではないかなというふうに思うと、子どもたちがやっぱりある程度人数がいるところで預かるのが本来なのかなとも思ったりもします。子育て支援センターに関して言うと、預かっていただけることは間違いないと思うんですけど、ほかの子どもがいない場合、全く１人で保育をすると、１対１でするということが本来の目的なのかなというふうにもちょっと私は捉えていたんですけども、その辺りはなかなか人員の配置とかスペースの問

題という課題はたくさんあるんではないかなというふうに思いますので、本来何でこれが国から各市町で実施をしてくださいと言われているのかと、ここを逃したらいけないなと、ただ預かれたらいいというものではないのかなというふうに思いましたので、その孤立を防止するとか、子どもは子どもの社会できちっと育っていくという、そこの目的が果たされるような計画を多賀町もしていただきたいなというふうに思います。

答弁の中で、今後の計画については詳しくはおっしゃっていただけなかったと思うんですけど、これ再質問ですけども、令和８年に実施予定ということですので、今後ここの令和７年から各園への説明、保護者さんへの説明とか、そういった計画は今現在の中ではありますでしょうか。何月頃に説明をしますとか周知しますとか、あればお願いいたします。

○議長（菅森照雄君）　谷川教育総務課長。

○教育総務課長（谷川嘉崇君）　今ほどの再質問にお答えさせていただきます。

今後の計画でありますが、まず令和７年度中に例規整備、条例やら規則整備をしていくことになりまして、それに合わせまして具体的な個々の計画を併せて考えていくわけですけれども、正直、今のところ何月にこういうような周知をしてというような計画はできておりませんので、この令和７年度の間に、保護者、そして現場の方にもきちっと情報を伝達して滞りなく出発できるように、令和８年からスタートできるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。新しい制度ですし、保護者の方にも混乱が生じたりする可能性がありますので、できるだけ早めにまた正しい情報を発信していただきたいなというふうに思います。こども誰でも通園制度と聞くと、何かいつでも預けられるんかと思われることも、私も最初そう思ったんですけどそうではないので、そういったこと等も勘違いが起きないように、トラブルにならないように情報伝達をしていただけると非常にありがたいなというふうに思います。

この子育てのプランに関しましては、最初冒頭にも申し上げましたように、多賀町の出生数の減少に伴って、やっぱりこれからどのようにこの子どもを増やしていくのか、人数が少ない中でもどのように充実させた子育てができるのかというプランだと思うので、非常に要になっていると思います。

最後はちょっと町長にお伺いしたい点が１点あります。ＵターンとかＩターンによっての子育てしやすい町というのも非常に大事ではないかなというふうに思っています。少子化は本当に待ったなしで当町にも訪れていますし、単なる子育て支援だけではなくて、多賀町で暮らしたいとか、ここで子育てをできてよかったとかいう、そういった声が聞けることが、今後、多賀町で育った子どもたちがまたここに戻ってきて子育てをしていただける町になるのではないかなというふうに思っていますので、この未来の多賀

町を支える子どもたちに対しての子育てのこのプラン、現状進めてきていただいたいろんなプランに加え、任期中にまた新たにこういったことにチャレンジしていこうとか、子育てをこのように考えていますというような声を聞かせていただけるとありがたいと思っていますので、お願いいたします。

○議長（菅森照雄君）　久保町長。

○町長（久保久良君）　お答えします。

もう１７年、１８年目に入りますけど、一貫して子育て教育熱心のまちづくりを一丁目１番地としてやってきましたし、これからも変わりがありません。このような中、やっぱり多賀町で住みたいと言ってもらえる方が、これまで住宅開発とか様々な団地もできましたので、これまで出生数、去年大体５０人台で出生数出てましたけど、やはり転入していただく方がありますので、出生数に対して１０とか、多いときは二十何人これにオンされて、そして今、７０人、８０人以上の学年が出てきたということですけど、少しこれ一段落してきた感があるんかなと、今年、多分３０人弱になるような出生数になると思いますが、出生数の関連、やはり２０代、３０代の女性の方がどれだけあるかということにも関わって、国の機関の考え方ではこういうふうな出生数に関連があると。その点からすると、まだ急に２０代、３０代の女性の方が極端に少なくなったということはないと思いますので、また来年はまた違った結果になるものと私は信じてますけど、しかしながら、やはり住宅地になるような土地がだんだんと少なくなってきているというのが確かでありますので、大手の住宅メーカーと話をする機会がありまして、まだまだ多賀町では若い世代の方が多賀町で家を建てたい、住みたいと言っておられる、多分いろんな調査をしておられると思いますので、そういう声が大きいということを聞いております。そのような中で、また新たな住んでもらうための取組、なかなか５０、１００の住宅団地はもう造ることはできない、こんな土地はもうありませんので、いかにしてこれからどのような住んでもらえるための環境づくりをするんか。空き家の取組もそうであると思いますし、そのような多くの住宅件数は確保できないかと思いますが、毎年地道に、需要はあると思いますので、しっかりとこの需要に対して応えるような取組をしていく必要があるかと。それが子育てとか学校の環境づくりやと思いますので、しっかりとこのような環境づくり、今年トイレの改修もしますけど、そのような皆さんが、多賀町はこんなに環境がいいんやと言ってもらえるような取組を、地道に着実に進めてまいりたいと思ってます。

○議長（菅森照雄君）　小島議員。

○１番（小島櫻君）　ありがとうございます。いつも町長がおっしゃっていただいているこの子育てしやすい町として、いろんな施策を打ってきていただいたと思います。来年の出生数も気になるところではありますので、１年、２年のこの数字はすごく大事なんですけども、私たちはやっぱり２０年、３０年と長く町を続けていく住民さんがいらっしゃるので、やっぱりその今の目先だけではなくて、２０年先にちゃんと子どもがここ

で育っているのかということが非常に大事かなというふうに思うと、質問の中にも入れさせていただいたとおり、今、１８歳、そして大学を卒業される２２歳の年の方が、例えばふるさとで就職ができるとか、多賀町はがんばる商店というのもありますけども、創業支援を強化していくような施策も必要になってくるんではないかなと。２０代、子育てをされるような、子どもが生まれるような年代の方が今、多賀町に入ってきていただくその施策の１つとしては、そういうＵターンというのを促すような施策も必要になってくるんではないかなというふうに思いますので、また共にこの子どもたちがここで過ごしてよかった、そしてまたふるさとで子育てをしたいと言っていただけるようなまちづくりを共に一緒に頑張っていけたらなというふうに思っていますので、どうぞ今後もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君）　暫時休憩します。

（午前１１時５５分　休憩）

（午前１１時５８分　再開）

○議長（菅森照雄君）　それでは再開します。

次に、６番、川岸真喜議員の質問を許します。

６番、川岸真喜議員。

〔６番議員　川岸真喜君　登壇〕

○６番（川岸真喜君）　それでは、議長の許可を得ましたので、今回私は、保健指導の現状についてお聞きします。

この保健指導というのは、特定健診を受けられた方に対して行われるものです。この事業は国民健康保険の特別会計の中で行われている一事業の質問ですけれども、医療費の削減ですとか加入者の方の健康増進、病気の早期発見、それから国保税の上昇を抑える役割も担っているのではないかというふうに考えまして、今回質問させていただきます。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

平成２０年から高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、４０歳以上７４歳以下の特定健診受診者で、腹囲が８５センチ以上の男性、また９０センチ以上の女性に対し特定保健指導を実施するということが、事業所や市町村に義務化されております。高血圧などの生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積、いわゆるメタボと言われる内臓脂肪症候群が原因でありまして、食生活など生活習慣を改善し、発症と重症化を防ぐというのが目的であります。省令、あるいはガイドラインによって動機づけ支援、これは生活習慣を改善するという動機づけ、それから更に積極的な支援を行いなさいということが決まっておりまして、その対象者に対して第１回の面接から始まりまして、３か月以上の継続的な支援、電話や電子メールでの支援など、様々な支援がポイント制になっておりまして、１８０ポイントをこなすというか、１８０ポイントをクリアして保健指導が終了と

なると、そういう制度であります。

そこで、以下３つの質問をさせていただきます。

先般の総務委員会でも議論がありましたけれども、担当課から保健指導の実施率が５７％であるという説明を受けました。具体的に、保健指導の対象人数、それから終了した人数はどうなっているのか、また対応する職員数など、この事業の体制はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

２つ目としましては、この実施率が１００％に満たない原因をどのように分析されているのかお聞きしたいと思います。この保健指導の対象者の方の脱落、離脱、それから中断、そういったものが原因なのか、あるいは対象者へのアプローチの仕方やこの事業の体制に何らかの問題があるのかお聞きしたいと思います。

それから３つ目としましては、保健指導の実績というものは補助金や交付金、国や県の補助金、交付金に何らかの影響があるのか、そういったところもお聞きしたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

〔福祉保健課長　林優子君　登壇〕

○福祉保健課長（林優子君）　川岸議員からの保健指導の現状はのご質問にお答えいたします。

まず１点目のご質問ですが、令和４年度につきましては、対象人数５７名、終了者数３３名で、実施率５７．９％、滋賀県で上位２位の結果でございました。令和５年度につきましては、対象人数は５９名、終了者数は４５名で、実施率７６．３％で県内１位でございました。

保健指導に対応する職員数は、実際には初回面接は健診結果説明会と同時に実施しているため、保健師１名から２名と管理栄養士３名程度で個別で対応しております。この保健指導につきましては事業委託をしておりまして、特定保健指導全般の企画や年間スケジュール等について事前に業者と打ち合わせを実施し、保健指導当日には派遣された管理栄養士らとミーティングを行うことで指導内容等を共有した上で事業を実施しており、現在のところ事業体制は確保されていると考えております。

２点目のご質問にお答えいたします。特定保健指導の実施率が１００％に満たない原因については、まず１点には、保健指導対象者が年度途中で国民健康保険から脱退され社会保険に加入されるケースが毎年数件ございます。２点目は、継続支援を拒否される場合がございます。初回面接時に行動目標を立て、具体的な生活習慣の改善策についても確認できたので、その後の継続的支援は希望しないという自立型の離脱者がおられること。３点目は、初回面談後の連絡は電話での面談となりますが、連絡がつながらなくなる状況がございます。このように、保健指導が途中で継続できないケースがあるのは、複数の課題があると認識しております。

今後も実施率を低下させずに更にアップし、生活習慣病の予防に取り組んでいくため

には、対象者が拒否せず継続した支援を受けたいと思ってもらえるようなインセンティブの提供や、指導者側のスキルアップ、受け手の都合がよいときに指導が受けられるアプリの活用など、アプローチの方法については事業評価とともに検討する必要があると認識をしております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君）　小菅税務住民課長。

〔税務住民課長　小菅俊二君　登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君）　川岸議員のご質問、保健指導の現状はの３点目、保健指導の実績は、国の補助金、交付金に影響があるのかについてのご質問にお答えします。

保健指導の実績は、市町村が保険者として実施する保健事業を円滑および確実に実施できるよう、特定保健審査および特定保健指導の実施状況に応じて市町村に交付されます特定健康審査等負担金で、基準単価に実施人数を乗じた額の３分の１に国の補助率３分の１を加えた３分の２の額が滋賀県から交付されます。特定健康診査等負担金の交付額を超える事業費につきましては、市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や、就労対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付されます県繰入金２号分の交付基準とされている特定健康診査保健指導における対象経費が滋賀県から交付されることとなっております。このことから、実施人数が多いと特定健康診査等負担金は増額、県繰入金２号分は減額となり、実施人数が少ないと特定健康診査等負担金は減額、県繰入金２号分は増額となりますことから、補助金、交付金の合計額としましては保健指導の実績による影響はございません。それに加えて、市町村の医療費適正化、予防健康づくり等の取組状況に応じ支援するものとして交付されます保険者努力支援交付金が、毎年、厚生労働省が定める算定方法により交付されます。保険者努力支援交付金は保険者共通の評価指数および点数から交付額が算出され、特定保健指導実施率によって交付金額は増減しますことから、こちらにつきましては保健指導の実績による影響はございます。なお、保険者努力支援交付金の額が多いと県繰入金２号分は減額、保険者努力支援交付金の額が少ないと県繰入金２号分は増額となりますことから、補助金、交付金の合計額としては大きな影響はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　答弁ありがとうございました。今ほどの保健指導による実績による交付金のお話のところで、保健指導の財源は１００％、県あるいは国からの交付金で賄っているというふうに理解していいでしょうか。

○議長（菅森照雄君）　小菅税務住民課長。

○税務住民課長（小菅俊二君）　議員の質問にお答えいたします。

ただいまの質問ですが、この事業の財源につきましては、国や県の補助金、交付金で

賄われております。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　それでは、保健指導の委託、管理栄養士に対して委託しているというお話でしたけども、委託内容というのがどこからどこまでなのか、初回の面談から最後の３か月のアプローチまでが委託内容なのか、また途中にその委託内容のチェック、例えば離脱されましたとか中断されました、そういったやり取りはその委託先と行われているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

保健指導の委託につきましては、初回面接から、議員おっしゃいますように最後の３か月後のフォローまでを委託しておりまして、途中経過で電話がつながらなくなったとか、そういう途中経過報告は業者の方から受けておりまして、企業の方の電話番号から、今どきですとスマホの方にお電話をかけることが多いので、知らない番号から電話が架電されると、それに出ないという方も多いということで、私どもの福祉保健課の方からもう一度お電話をさしあげて、こういう番号でかかってきたらまた言ってくださいねとか、あるいは電話が通じない方につきましては家の方にお手紙を入れさせてもらうとか、そういう途中経過を受けての対応はさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　ありがとうございました。電話が駄目ならショートメールとか、ショートメールが駄目なら訪問という、いろんな方法があるかと思います。そういった強化策というのが、委託先で強化策を考えてもらうのか、役場の方で強化策を考えるのかというところですけれども、役場でできる強化策についてはどのようなものがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　再質問にお答えさせていただきます。

委託先の事業所には、初回の面談のときと最後にまたアンケートをさせていただいてますので、そこまでの集計は事業委託の中に盛り込ませていただいております。事業評価につきましては、委託事業者の報告をいただきまして、福祉保健課と税務住民課の国保担当者とともに検討させていただいているような状況で、事業評価としましては、健診結果の改善率ですとか、そのアンケートの前後の比較の回答ですとか、そういう具体的なところを検討しまして次の事業につなげていくようなことを、業者委託ではなくて共に３者で検討させていただいております。指導は、現場を持っております福祉保健課の保健師の方でやらせていただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　答弁ありがとうございました。今ほど事業評価の話が出たんですけれども、昨年の事業評価書を見ましたら、この保健指導については事業評価書がなかったんです。これまでの実績を見ようと思ったら見れなかったので、評価シートが出されていないなというふうに感じました。来年度は４７６万円の予算が保健指導の委託料として上がってるんですけども、前年度の事業評価なしに予算が組まれているんだなという印象を受けてしまいました。保健指導の効果ですとか必要な費用がいくらなのかというのを分析できないなと思いましたので、この事業評価書を、評価シートを上げない理由、今後上げるのか、口頭での報告になるのか、その辺り、事業評価についてお伺いしたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　再質問にお答えさせていただきます。

事業評価シートにこの保健指導についての評価内容が記載されていないというご指摘を受けております。今ちょっと手元にシートを持っておりませんので確認が取れませんが、予算を取るときには実績ベースでの委託料の計上になってるかと思いますが、内容的にも事業評価をしているところでございますので、そこら辺がちゃんと反映できるように今後していきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　予算の概要という、来年度の予算の説明を読みますと、来年度８０人を想定されています。令和４年、令和５年は５０人台でしたけども、８０人を想定している理由、それから何月頃までに特定健診を終えて、何月から保健指導が始まるというか、そのスケジュール的なものを、個人差はあると思うんですけれども、８０人を１人の管理栄養士が受け持つのかと思うと１．５倍ぐらいの規模になっておりますので、その辺り、来年度の取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　再質問にお答えさせていただきます。

特定保健指導につきましては健診が終わってから順次始まるのでございますが、健診は７月辺りから１２月頃までの今、計画を組んでおりまして、遅い方につきましては１２月の健診が終わってからということになります。

また、国保加入者の人間ドックを受けていらっしゃる方につきましても、この特定保健指導で対応させていただいておりますので、集団の健康診断プラス人間ドックあるいは医療機関での保健指導を受けておられる方全て含めての対応になります。

それと、実施体制についての管理栄養士さんの人数でございますが、これは先ほど答弁の方でも申し上げたとおり、３名程度、あるいは初回についてはうちの保健師も入りますので５名体制ぐらいでやっておりまして、事後の経過を面談等する者については事業所の方で随時となりますので、１人ということではない、企業での対応となっており

ます。

以上でよろしかったでしょうか。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　答弁ありがとうございました。医療費が上昇すると、国保加入者の方の国保税の上昇に何らかの影響が出てきますので、県内１位の実施率であっても、できるだけ手厚い保健指導を行っていただいて、医療費の削減、国保税の抑制に努めていただきたいなというふうに思っております。

最後に、私が受けた保健指導のフォロー、私へのアプローチ、私が経験した栄養士からのアプローチを簡単に紹介しますと、初回面談で食生活について聞かれました。私は鍋焼きうどんが非常に好きで、「アルミの鍋に入ったスーパーで売っている丸い天ぷらの乗った鍋焼きうどんが非常に好きで毎日のように食べています」というふうに回答しましたら、手紙が来まして、それで健診では、あなたの血液は脂質、中性脂肪が非常に高いと、食べ物が処理できずに血液中に脂がたまってドロドロの状態ですというふうに言われました。中性脂肪が高いと悪玉コレステロールが血管に付着しておりまして、善玉が少ないと、吐き出さないという状況で血管がもうドロドロだと。そのあと、アルミ入り鍋焼きうどんの製造販売をしている企業数社のホームページを調べて、栄養成分を調べました。カロリーは５００㎉で、白ご飯２杯分のカロリーがありますと、脂質は１５ｇでサラダ油大さじ１杯ほどということになりますと、塩分については１日に推奨されている摂取量の７０％を既に採っていることになりますと。私、「スープも全部飲みます」というふうに面談でしゃべってしまいまして、「残ったスープをご飯にかけて食べています」と、「最悪な実態だな」と言われました。それで、その鍋焼きうどんの食べ方を提案しますという最後に付いておりまして、食べる頻度を減らしてください、それから天ぷら入りは脂質が過剰になるので天ぷらを外して卵を入れてくださいという説明までありました。ご飯はやめてください、それから汁は絶対残してください、そこまで食生活の改善について細かくお手紙をいただいております。私もこの保健指導を受けまして、アルミの鍋焼きうどんをやめました。絵馬通りのお店へ行って食べるようにしておりますけれども、こういう手厚い保健指導を行っていただくことによって、１人でも重症化を防いでいただいて医療費を削減していただきたいなというふうに思います。

以上で１つ目の質問を終わらせていただきます。

次に２つ目の質問ですけれども、災害時の要配慮者の避難行動支援について質問させていただきます。災害対策についての質問を前々回から質問させていただいています。震災ではないですけども、テレビ等で大船渡の山林火災のニュースが連日報道されておりまして、一日も早い鎮火を祈るばかりです。その報道の中で少し気になったニュースがありまして、こういった災害時の避難行動が多様化しているという報道がありました。大船渡の山林火災においても、５７０人の方の避難先が把握できていないという報道がされています。どこどこへ避難しますよと言い残さないまま、さっと避難をされている

方が多いんだなというふうに予想しております。ある意味、コミュニティの希薄さというものが浮き彫りになっているのかなというふうに思います。

私、先日、社会福祉協議会の理事会に出席させていただいたときにも、要配慮者の方の避難の在り方をどうするんだという話がテーマに上がりまして、そこでもコミュニティの在り方、変容というか、変わりつつあるコミュニティについて話題に上がっております。この要配慮者の情報については、避難支援についても地域防災計画に示されていますけれども、この要支援者の方の避難支援、どうすれば実効性のあるものになるのかということは非常に大事な問題だなと思いまして質問をさせていただきます。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

災害が起こる前の体制を規定しております災害対策基本法では、東日本大震災の教訓から、平成２５年の改正におきまして、災害時の避難において自力で避難が難しく特に配慮を要する方、例えば高齢者、それから障がいのある方、乳幼児については、名簿の作成が市町村に義務づけられました。この名簿は、避難行動要支援者名簿と呼ばれています。また、令和３年の改正では、個別避難計画の作成が、これは義務化ではなく努力義務化されています。要支援者名簿の管理、更新、共有、この順序は更新、管理、共有の方が流れ的にはいいのかなと思いますけども、の方法については、要支援者の状況は日々刻々と変化し続けていることが予想されます。また、その情報はプライバシーや個人情報の問題にも関わってきます。避難行動を実効性のあるものにするためには関係者と共有しなければ意味がありません。

そこで、以下３つの質問をさせていただきます。

多賀町地域防災計画では、名簿の更新、新しいものにすることについて最新の状態に保つというふうに明記されています。現状はどうかについてお伺いします。

２つ目、管理と共有、その名簿の管理と共有についてであります。管理については適正に管理するとあります。そして、共有については、情報提供先として、消防、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、避難支援に関わる関係者とあります。集落や自治会関係者を指すのか、避難行動の実効性と情報の適正管理の両方を確保しなければならない重要な問題であります。最新の要支援者名簿の管理と共有については、集落や自治会とどのように関わりを持とうとされているのかお伺いしたいと思います。

最後に３つ目、努力義務であります個別避難計画の作成ですけれども、現状はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

〔福祉保健課長　林優子君　登壇〕

○福祉保健課長（林優子君）　川岸議員からの災害時の要配慮者の避難行動支援についてのご質問にお答えいたします。

まず１点目のご質問、名簿の更新についてですが、全体の更新は半年ごとに年に２回、死亡や転出の移動は毎月確認し更新しております。また、新規登録の申請があった場合

は随時追加し、また既に名簿に登録されている方の支援者や登録内容等が変更となった場合も、随時、申し出により内容を更新しております。

２点目のご質問、最新の要支援者名簿の管理と共有については、集落、自治会とどのように関わりを持つかについてお答えいたします。

集落、自治会と共有する要支援者名簿については、災害時要支援者台帳に登録した内容を、区長または自治会長と民生委員および社会福祉協議会など、避難支援など関係者に提供することに同意を得た方のみとなっています。

福祉保健課におきましては、同意を得た方のみの災害時要支援者台帳を作成し、区長様にお渡ししており、各集落においては区長様がこの台帳を管理していただいております。毎年４月の区長会では、災害時要支援者台帳について、台帳に名簿がある方については平時より各集落の中でどのように避難支援を行うかの検討や、日常の見守り活動等にも役立てていただくことも加えて、台帳のご説明および管理のお願いをさせていただいております。名簿の更新があった場合には、福祉保健課が作成した台帳を、該当する担当地域の民生委員様に２部お渡しし、民生委員様から１部、区長さんに手渡しをさせていただく体制を取らせていただいております。

最後のご質問、個別避難計画の作成の現状についてお答えいたします。

名簿に登録されている災害時要支援者のうち、指定難病等により重度の障がいがある方で、人工呼吸器、在宅酸素、吸引器等、医療的ケアを必要とする方を優先的に、地域包括支援センターの保健師と障害福祉担当者が中心となり、個別避難計画の作成に取り組んでおります。

ケアマネジャーをはじめ、訪問看護、医師、訪問介護など、サービスを提供している関係者や医療機器の担当者やご家族、近隣の方々などが災害時にそれぞれどのように連絡しどのように支援を行うか、医療の機材確保や非常時の電源をどのように確保するかなど、具体的な内容を記載できる災害時対応ノートというものを滋賀県が作成しており、このノートに情報を記載し、災害時の対応を関係者で共有することが必要となっております。今までに２件作成しており、現在、対象となる方１件の計画を作成中であります。

また、特別な医療ケアが必要でない方につきましては、当町の災害時要支援者台帳の内容が全て記載された上で、避難経路を追加し、支援関係者や地域の方々と共有する場が持てれば、これが個別避難計画となり得るとの指導を受けております。

いずれにしても、個別避難計画への作成の取組を契機に、命を守ることだけでなく、身近な地域のつながりや、平素から困り事への対応や見守り、助け合いができる関係性を目指すことが重要であると考えております。そのためには、町民の皆さまにも個別避難計画作成についてご理解いただき、計画作成のためのご協力をいただく必要があるため、この度、川岸議員より一般質問で個別避難計画の作成についてのご質問をいただいたことは、皆さんに知っていただく意味でも大変ありがたいと感謝しております。

今後は、災害時の支援についての啓発とともに、地域包括支援センターや社会福祉協

議会および地域の民生委員などと、また支援者の皆さまとの協力により、現在、登録されている台帳の内容の確認作業を進め、各区長様や地域の支援者の方々と情報の共有が図れるよう努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　答弁ありがとうございました。最後の個別避難計画の作成、努力義務の範囲ですけども、医療的ケアが必要な方に対して、今、作っているということですけども、対象となるのは何人様で、現在２件という説明があったんですけど、全体のうちの２件、全体は何人必要なのか、分かればお伺いしたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

医療的ケアの必要な、今、多賀町が優先的に取り組む対象者につきましては今現在１件となっておりまして、その方の今、計画を作成中ということでございます。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　ありがとうございます。まず１つ目の名簿の更新という、最新の状態に保つ部分ですけれども、半年ごと年２回更新されるということ、随時ということですけれども、これは手作業の部分なのか、オンライン化というか、あくまでも手書き、紙ベースというものなのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　再質問にお答えさせていただきます。

今の台帳は該当者の方に手書きで書いていただく紙ベースの台帳を申請して登録していただきまして、それを福祉保健課の方でエクセルのデータに字ごとに名簿を管理しております。更新につきましても、その紙ベースの内容を担当者がチェックしまして、またエクセルの方に変更内容ですとかを入れ込む、あるいは紙ベースのものをコピーして、また台帳に挟み込むという、保管をするというような、今の時点ではシステム化をしておりませんので、そういう状態での管理の状況でございます。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　次に、名簿の共有という部分なんですけども、ご本人の同意を得た範囲でという説明がありました。例えば、ご本人が区長さんと民生委員さんだけ希望するとかというケースがあるのかなと、今、お話、答弁を伺った範囲では区長さんと民生委員さんの名前が頻繁に出てきたので、そのお二方との共有というイメージを持ったんですけども、それを踏まえまして、地域防災計画に上がっているような、それは理想かもしれませんけども、消防、警察等上がってますけども、そういったところは今のと

ころ理想であって、なかなか消防、警察と共有するということはないというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　再質問にお答えさせていただきます。

ご本人、対象者の方に同意を得る、要するに台帳に関する情報の提供先として同意を得る提供先につきましては、彦根警察署、彦根市消防本部、区長様、民生委員、社会福祉協議会となっておりまして、台帳を管理するところは区長さんと民生委員さんと社会福祉協議会と我々というふうになっている状況でございます。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　ありがとうございます。今の答弁ですと、更新して管理するのは区長と民生委員、共有という段階になるとちょっと広がるという意味かなというふうに捉えました。それも紙ベースなのかというところをお伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　再質問にお答えさせていただきます。

台帳を管理するところ、もう一回お伝えし直します。区長さんと民生委員さんと社会福祉協議会と福祉保健課が台帳を持っております。その台帳につきましては、紙ベースでございます。それぞれにファイルをお渡しさせていただいておりまして、区長会でも４月に確認をさせていただいているところで、福祉保健課にある同じものを紙ベースで管理させていただいているという状況です。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　今お聞きしたのは消防と警察という部分も同意の項目に上がっているということで、消防、警察にも紙ベースですかという意味でお伺いしたんですけど。

○議長（菅森照雄君）　林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君）　ご質問にお答えさせていただきます。

申し訳ございませんでした。警察、消防につきましては、有事のときに情報提供ということでさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　ここにお集まりの皆さんも、自分の近所に要配慮者の方が誰で何人おられるかということをぱっと言える方がどれだけいるかなと思うんですけども、多分なかなかぱっと答えられる方はおられないんじゃないかなというふうに想像しております。区長さん経験者とか民生委員経験者の方はご存じかもしれませんけども、なかなかその住民にまで要配慮者がどなたでと、自宅で頑張って生活されている要配慮者の方が誰かということは、もう漏れ伝わる程度というか、自然と伝わる程度にしか知らないんじゃないかなという気がしております。そこが実効性を確保する、要配慮者の避難支

援という観点からすると実効性をどう確保するのかというふうに深く掘り下げていくと、やはり自治会単位で何らかの避難を支援する計画みたいなものが必要なんじゃないかなというふうに私は考えるんですけども、この自治会単位の避難支援の取組、こういったことは行政から何かお願いするとか、そういったことは可能なのかなというふうに思うんですけども、この要配慮者の支援を実効性あるものにするための手段についてお伺いします。

○議長（菅森照雄君）　本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君）　災害時の対応としまして、まず自助、公助、共助という言葉があると思うんですけども、今ご質問いただきましたのは共助という部分で、地域コミュニティでの対応をどうしていくかということで、計画があればということだと思うんですけども、その部分で言いますと、災害対応であったり防災活動が地域で行われるということは重要であるということから、地域関係者の方々の自発的な活動という位置づけであるんですけども、地区防災計画というものが災害対策基本法の中では定めがございます。共助という部分を強化していくということで、先ほど申しました自助、公助に加えて防災力の向上につなげていこうというものでございます。ということで、今、ご指摘ありました実効性をどうしていくかというものにつながっていくというふうに思っております。この計画につきましては、それぞれの地域の特徴であったり、人口や家族の構成や土地の特性、近くに川があるとかないとか、そのようなことを考慮して、その地域に応じて作成ができることとなっておりまして、避難の経路であったり、危険箇所がどこかとか、議員ご指摘いただきました要配慮者の状況把握などを地域独自でまとめていくものになります。役場としましても、今までこの啓発が十分にできていなかった部分もあるかなというふうに思っておりますので、今回また春の区長会もございますので、その辺で呼びかけをさせていただいて、まず地域で話し合ってもらえる機会をつくってもらうであるとか、最終段階、計画をつくってもらうということもお願いしていこうかなというふうに思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　答弁ありがとうございました。次の地域防災計画がパブリックコメントが始まるという有線放送を私も聞きまして、この中で要配慮者の避難支援について今までよりも強化されるのか、その辺りについてお伺いしたいと思います。前の地域防災計画よりもちょっと踏み込んだ取組が書かれているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（菅森照雄君）　本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君）　どの部分が強化されているかというところについてはちょっと具体に申し上げられないんですけども、この間に各地震等起こっておりますし、法律等も変わっておりますし、滋賀県の地域防災計画も変更になると、修正になるということですので、その辺を十分踏まえて多賀町の地域防災計画についても反映をさせていく

こととしておりますので、今までどおりではなくて、より充実させていく形で計画がつくり上げていくものだというふうに考えております。

○議長（菅森照雄君）　川岸議員。

○６番（川岸真喜君）　以上で質問を終わりますけれども、コミュニティの在り方も変わってきております。それから、その中で行政の担当の方が住民の方へどういうふうにアプローチをしていくのか、本当にこの要配慮者の方の避難支援については積極的に行っていただいて、人命に関わる事案ですので、積極的に住民へのアプローチを区長会を通じてという答弁がありましたけれども、積極的に行っていただきたいと思います。自宅で過ごしておられる要配慮者の皆さんが災害時に安全に避難できる体制をつくっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（菅森照雄君）　これをもって、今定例会における一般質問を終わります。

町長をはじめ、執行機関の職員の方々におかれましては、簡潔明瞭に答弁いただき、厚くお礼を申し上げます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

○議長（菅森照雄君）　これで本日の議事日程は全て終了しました。

なお、最終日の３月２５日は午後１時３０分に再開、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長の審査結果の報告を求め、質疑の後、討論および採決を行います。また、当日、追加議案の上程があれば審査したいと思います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後　０時４９分　散会）

多賀町議会会議規則第１２７条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員